

第六章 戦時下の富山壳葉業



イタドリ(虎杖根)

第一節 满州事変の推移

一、満蒙への進出

(ア) 大陸の新情勢

昭和に入つて一〇年、中国大陸、とくに満州における富山壳薬業は、めざましく躍進した。その背景には、(イ) 連絡航路の整備 (ロ) 满州国建国 (ハ) 满州における鉄道網の拡充などがあつた。また、他方では、世界大恐慌(昭和四年一九二九年勃発)の波がおしよせたために、都市といわゞ農村といわゞ、国内は窮乏のどん底にあつたこと、加えて富山县では、昭和八年一月末の大豪雪、九年七月の大洪水等が、見果てぬ夢を海外壳薬にみせたのかもしれない。

まず、連絡航路の整備について述べる。これより先に、昭和九年四月、斎藤知事は県会に対し、東京—富山間の定期航空路開通(日本航空輸送KK担当)を報告した。当時、大阪や名古屋との航路開設も期待された。また、同年県議会は通信大臣床次竹一郎宛に、県と満州国間の定期航空路の開設について意見書を提出した。県民の意気込みを示したものといえよう。

いっぽう海路についても、大正十年、第二種重要港湾に指定された伏木港を基点に、北鮮、大連に向けて、一四五〇トンから三二八〇トンの貨客船が一〇隻就航していた。『富山県の産業と港湾』(昭和十一年刊)によれば、北陸汽船KK二隻、島谷汽船KK五隻、大連汽船KK二隻、朝鮮郵船KK一隻がそれで、貨客の出入国については、大阪税関伏木支署が

重要港湾指定とともに業務をはじめていた。

次に、満州事情をみよう、満州事変は、大陸における日本の権益を守り伸張する目的で、昭和六年九月におきた。

七年、さきの辛亥革命で退位し、天津市内に隠棲していた清朝最後の皇帝、愛親覚羅溥儀が新京（長春を改名、終戦まで）で復位して、満州国執政となり、国名を満州国と称した。

作家、井上清によれば名目は独立国で、一

欧亞連絡旅客運賃（西比利ア経由）

発駅	着駅	経由	料 程	一等 金弗	二等 金弗	三等 金弗
東京	モスコー	釜山又は大連哈爾賓	(釜) 10,793 (大) 10,871	141.38	111.39	69.76
		浦塙、ハル賓	10,445	123.96	107.33	68.03
		浦塙、ハバロフスク	11,340	121.19	110.50	70.20
		釜山又は大連、ハル賓、ワルソー又はチルヂット	(釜、ワ) 12,672 (釜、チ) 12,707 (大、ワ) 12,750 (大、チ) 12,785	152.51	115.33	72.34
東京	伯 林	浦塙、ハル賓、ワルソーチルヂット	(ワ) 12,324 (チ) 12,359	142.09	111.29	70.62
		浦塙、ハバロフスク、ワルソーチルヂット	(ワ) 13,219 (チ) 13,254	129.35	111.47	70.80
		釜山又は大連、ハル賓、ワルソーチルヂット	(釜、ワ) 13,686 (釜、チ) 13,721 (大、ワ) 13,764 (大、チ) 13,799	181.70	135.85	90.62
		浦塙、ハバロフスク、ワルソーチルヂット	(ワ) 14,233 (チ) 14,268	176.27	134.44	84.02
東京	倫 敦	釜山又は大連、ハル賓、ワルソーチルヂット	(釜、ワ) 13,686 (釜、チ) 13,721 (大、ワ) 13,764 (大、チ) 13,799	181.70	135.85	90.62
		浦塙、ハバロフスク、ワルソーチルヂット	(ワ) 14,233 (チ) 14,268	176.27	134.44	84.02

○○パーセント日本の植民地であり、国家組織は満州人官吏を上に戴くが、実権はその下の日本人官吏がもつていた。同年九月、日本は満州国を承認した。この際締結された「日満議定書」は、満州における日本の既得権益と日本軍の駐留を認め、日満共同防衛を確約するものであった。この間、国際連盟からリットン調査団が来日、渡満して、十月に報告書を政府に手交した。その内容は「新國家」は純粹で自主的な独立運動の結果とは考えられず、とその成立を不自然とするあいまいな

ものであつた。

しかし、日本は連盟での滿州問題討議を不満として、八年三月、連盟を脱退した。翌九年十二月、ワシントン条約(大正十一年締結)を廃棄し、十一年一月にはロンドン軍縮会議を脱退して、日本は次第に国際的孤立を深めていった。

第三に、この滿州における鐵道網の拡充について述べる。

日本はボーツマス条約で長春—旅順口間とその支線の一切を引継いだ。清國も、権益の繼承を追認した。昭和九年、ソヴィエトとの協定によつて、東清鐵道の北半分の接收も完了し、

全滿州の鐵道が南滿州鐵道の委託經營下に入つた。旅順—ハル浜、または、釜山—京城—義州—安東—奉天(現在の瀋陽)

支 線		東 北 鐵 道 主 要 駅 名 及 其 所 在 處										天 閑 鐵 道 主 要 駅 名 及 其 所 在 處		
		201	55	5	203	207	20%	7	62	53	205	211		
		(23)	(23)											

連—長春間に特急「あじあ」が走り、あとのコースには急行「のぞみ」「ひかり」が走つた。半島経由のコースが多く利用された。「あじあ」号は最高時速一三〇キロ、全車輛エアコンデショニングで、世界の水準を抜く彈丸列車であつた。沿線の警備には獨立守備隊が当り、建國當時一二万といわれた匪賊が、翌年には二万に激減した。

富山県と大陸を結ぶ条件が、このように整備されてゆくと、大陸への積極的進出が現実のものとなつてきました。

(1) 大陸売薬の推進者たち

日清戦争（明治二十七、八年）を契機に、中國大陸が海外売薬の新天地となつた。とくに明治三十八年、海外輸出売薬免稅措置（売薬稅法廢止令）によつて、輸出売薬はにわかに活氣をおびはじめた。大陸への先駆者として、土田真雄（明二三、韓國へ）、日南田宇八郎（明二九、台灣へ）、高桑直助（明二九、清國、南洋へ）、隅田岩次郎（明三二、廈門へ）、寺田久藏（明三三、上海へ）、藤井諭三（明三三、上海へ）、守田治兵衛（明三八、清國へ）など個人の開拓が目立つ。法人としては、東亞公司（明三九、大連、奉天へ）、島兄弟商会（明四五、漢口へ）、内外藥品（明四五、海城へ）、佐藤商會（明四五、奉天へ）の進出がみられ、別に業者による組合の設立もあつた。売薬營業組合（明三九、奉天、組合長井上清二）、富山輸出売薬組合（明四〇、組合長谷川伊三郎）などである。

大陸進出熱に対し、県売薬同業組合では、大正六年二月、石政辰次郎（滑川）、森一雄（小杉）を華北、朝鮮方面へ、中川久正（富山、山王町）を華中に、村田藤太郎（富山、若木町）を華南、南洋方面に視察出張させ、市場開拓の可能性を模索させた。

昭和八年、県では売薬、製綿、石炭、人造肥料、板紙、ゴム靴、漆器、銅器など県産品の対岸輸出をはかり、満蒙輸出組合の設立を計画した。

ここで隅田父子の場合をみよう。それは明治三十一年、台灣から廈門に移り、「廈門広貫堂」を設立し、支店を十数カ所に設けた。富山市清水町で「隅田千金丹」「生春丸」を製造し、支店や中国人薬房へ配置卸売りをした。當業は盛況を極め、送金は台灣銀行を利用した。大正八年、父岩次郎死去のため、一時親戚筋の經營代行を経、昭和十二年、三男三郎が事業を引継いだ。親戚筋の高桑直助（市内材木町、薬種問屋、製薬業者、大正十四年県議、立憲同志会・憲政会員役員）から配薬をうけ、十五年以降は「味の素」の華南代理店をも兼ね、信用第一を旨に精励したという（昭和五十八年、

富山市蓮町、隅田三郎氏より聞取り)。

売薬業者を含め、日本人の満蒙進出熱と現地の事情を示す記録として次のような例がある。名光真清は大正五年、錦州に満蒙貿易公司錦州商品陳列館を開設した。錦州は現遼寧省遼東湾口に近く、毛皮類、薬草類(特に甘草)の取引の中心地であった。

翌年の大正六年四月になると、十数名にすぎなかつた在留邦人が急増して二百余名になつた。(中略)錦州には日本人は売薬業者が十数名いるだけで、これを足溜りに貧しい行商をしていたが、この売薬業者に対してもさえ官憲の圧迫が厳しく、しばしば立退きを要求され暴力沙汰が繰返されていた。

(石光真清『誰のために』)

なお、一方では、台湾は排日運動は少くて、拡大が可能であつた。新竹州配管売薬懇談会員の場合をここで付加する。滑川市出身、故山本七造以下二一名連名の「在外資産補償に関する陳情書」によれば、「大正年度より、終戦に至るまで……山村僻地を雇用通訳(兼外交員)を帶同……配管薬の戸数に至つては、實に五〇万世帯以上……」の実績を築いたようである。おなじ台湾で働いた成瀬貞一氏(滑川市、五十八年十月一日聞取り)は、七造の叔父、杉沢安次郎より昭和九年に独立、通訳を伴つて配管につとめ、村長、警官、学校教師などを仲介としたので、新懇が一月に二〇〇戸をこえることも珍らしくなかつた。奈良、滋賀の業者が入つていなかつたので、面白いほど業績をあげた。なお付け加えていえば、二十年頃には売子二五人、年商七、八〇万円にはなつたといふ。「懇談会」というのは、仲間の乱売を防ぐための親睦会であつた。

ほかに、金山喜八郎が天津で「金山大薬房」とともにマツチ工場を經營、重松為治が上海で「重松薬房」を經營、天津、北京では、中土庄之助が親戚筋の寺田久蔵、久米蔵などと「寺田大薬房」を經營していた(富山市砂町、泉興長氏)

家庭薬輸出状況

(単位 千円)

年次	総数	朝鮮	台湾	樺太	中華民国	満州	関東州	沖縄	琉球	ハワイ	南洋	ビルマ	その他
昭和13年	2,559	345	572	96	301	1,241	—	—	—	—	5	—	—
14	2,548	567	636	131	653	555	—	—	—	—	6	—	—
15	6,167	1,049	2,266	290	1,587	848	32	—	—	55	39	—	—
16	10,446	1,786	3,859	494	2,669	1,520	50	—	—	—	67	—	—
17	10,350	1,006	2,849	670	3,446	1,963	81	—	—	—	335	—	—
20	18,842	3,769	4,552	1,073	5,510	3,371	129	—	—	—	536	—	—
23	590	—	—	—	—	—	—	—	—	590	—	—	—
24	556	—	—	—	—	—	—	—	—	304	—	252	—
25	532	—	500	—	—	—	—	—	—	32	—	—	—
26	674	—	—	—	—	—	—	360	—	264	—	50	—
27	(アラジル) 300
28	300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	...
29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(米国南ア) 2,020
30	9,920	—	600	—	—	—	—	—	7,300	—	—	—	—

資料 富山県統計書、富山県薬事統計年報

書簡、五十八年一月、中土哲郎氏より聞取り)。大正末期から四方出身の母

野友秀は、上海で「天寿堂薬房」を経営した。

高岡市大手町、故青井次吉は井上誠昌堂の青島支店から昭和六年

^{チカラオ}

独立し、同地に「青井章美堂」を經營した(青井利夫氏より五十九年三月間取り)。

滑川町の東亜薬業公司も昭和十三年、北京を根拠地として、同市を中心と特約販売店約二〇〇〇店をもち、十種方剤で二五万貼の薬を扱い、また駐屯の軍隊に二五万貼、計五十万貼を売り出した(資料集成)九七九頁)。

日中戦争中販売先は民需、軍需相半ばしたといわれている。終戦時、満州だけで民間人一九五万人、うち開拓村に二七万人がいたといわれた。昭和五十五年の国勢調査の石川、福井両県の総人口に匹敵する大市場であった。戦争の拡大とともに、多くの日本人が海を渡り、それら在留日本人とともに、満、蒙、中国人の間にも売薬は浸透していった。ハワイ、中・南米向け輸出売薬が杜絶の危機に陥り、九八ペーント以上が大陸向けのそれであった。

昭和十二、三年には大陸で見本市が開催され、県内物産も展示された。十三年七月、東京、福岡に次いで、第五回北支総合見本市が

壳薬の生産と労働者の状況

(単位 人)

	生産額(千円)			営業人員数	職工			行商人
	総数	内地壳薬	輸出壳薬		総数	男	女	
昭和元年	27,107	26,790	317	1,040	3,405	1,228	2,177	8,767
2	21,756	21,450	306	1,055	2,909	749	2,160	9,072
3	24,451	24,110	342	1,021	2,472	792	1,680	9,465
4	23,788	23,137	651	1,159	3,639	2,191	1,448	9,448
5	21,399	20,663	736	1,175	3,431	1,993	1,438	11,752
6	16,944	16,550	394	1,230	3,393	2,002	1,391	12,755
7	14,607	14,284	322	1,204	3,412	2,035	1,377	12,129
8	15,003	14,651	352	1,211	3,438	2,066	1,372	13,167
9	13,704	13,331	373	1,170	3,131	1,786	1,345	13,630
10	13,989	13,494	495	1,086	3,170	1,786	1,384	13,220
11	15,585	14,990	596	1,058	3,226	1,794	1,432	13,520
12	15,909	15,387	523	1,159	2,503	1,255	1,248	11,972
13	15,241	14,769	472	920	2,218	891	1,327	8,751
14	18,445	16,771	1,674	817	2,190	712	1,478	8,792
15	22,082	19,680	2,402	770	2,387	645	1,742	8,164
16	22,590	20,073	2,517	762	2,067	586	1,481	7,695

資料 富山県統計書

天津で開催された。本県からは、広賀堂、丸三興業(大正十四年改称)の壳薬と製餡、富山漆器組合の漆器、北島良助商店の海産物のほか、高岡の銅・漆・銀器類、捺染、水見の縫針、石動の農具などが出品された。

十五年七月、各重要輸出品取扱駅に、税関出張所が設置された。同業組合では、富山駅にも出張所を設けるよう関係機関に陳情した。富山市長、商工会議所も、大蔵商工、鉄道各大臣、名古屋鉄道局長、大阪税関長に、出張所設置を建議した。

輸出壳薬は、こうして大きく伸びた。県の統計によれば、昭和十二年の輸出壳薬の生産額は五一万円であったが、十四年には一六七万円、十六年には二五一万円にと五倍に増大した。この間の県内の内地壳薬の生産額は、一五三八万円から一六七七万円、二〇〇七万円に伸びただけであった。

一、日満産業博覧会の開催

(ア) 日満博の世論

昭和恐慌の中で、県勢発展の準備は着々と進行した。飛越線（現高山線）の開通（六年）、富石運河の起工（同年）、数次にわたる伏木、東岩瀬港の改修、定期航空路の開設（八年）など、海陸交通路の整備とともに、発電県の地歩を基盤に、福井、石川をはるかにしのぐ重化学工業県へと歩を進めていた。対岸の満鮮との貿易が活発となり、躍進する富山県を全国に紹介宣伝し、さらに今後の飛躍を図ろうと、県内各都市に博覧会開催の世論が湧きおこつた。

すでに大正二年、一府八県の連合共進会を主催した実績や、八年四月、満州国東亜産業協会と対岸貿易拓殖振興会が共催して、満州国市場紹介展覧会を富山商品陳列所で開催していた。

昭和七年から八年にかけて、富山市議会、次いで富山商工会議所、富山市長などから、富山市主催の博覧会開催の意向が県に寄せられていた。斎藤知事（在任、七年六月～十年五月）の諮問をうけた県政調査会勵業委員会（委員長、高広政之助県議）は、八年六月に「十年開催」を答申した。富山市主催、全県的協賛、総予算五〇万円、うち県補助一〇万円とし、富山都市計画事業の結果生じた廢川跡地（現在の松川以北の神通川旧河床〔神通区〕と総称）の神通中学校→県庁→電気ビル一帯（およそ一〇〇万平方メートル）のうち、一六・五万平方メートルを適当とした。県議会もこの答申を支持し、十年八月一日から五〇日間の開催を、富山市との間で合意した。

ところが、九年七月上・下旬の集中豪雨と大洪水のため、開催を一年延期せざるを得なくなつた。十二月一日、県庁東側と電気ビルとの間で起工式が行われた。県庁はこの廢川地に、この年八月二十三日移転していた。

(1) 売 薬 振 興 館

一年延期された日満博は、昭和十一年四月十五日から五十五日間とされた。開会式には前田利為候爵（加賀前田家）、土岐知事（在任、十年五月～十三年四月）、山崎富山市長、牛島虎太郎東京市長（大門町出身、片口県議会議長、堀高岡市長など、官民三〇〇〇名余が列席した。

会場には、観光館、電気と工業館、動力機械館、電気館、ラジオ館など、観光資源と電力県の産業を紹介する建造物の中に、売薬振興館（四〇〇平方メートル）、保健館が偉容を誇っていた。会場にはまた、日満記念館、満州館、朝鮮館、台灣館など、大陸を紹介するもの、青森、東京、京都、奈良の各府県、金沢、名古屋の各市が独自の会場を経営し、それぞれが日満博に花を添えた。營造物は全体で四七を数え、会期中の入場者は九〇万人を超え、各種の全国規模、県規模の大会合が市内各所で開催され、躍進富山の紹介宣伝という所期の目的を十分果した。

県売薬同業組合は、十年三月、県売薬調査会を設け、同会の審議を基に、日満博のため五〇〇円の予算を議決した。翌年四月、出品者、企業毎の小間割りをし、出品物が陳列された。主な出品者は個人では、松井伊兵衛、堀田茂一、長森繁、島伊兵衛、笛山林蔵、石黒岩太郎、谷口政二、久郷良太郎、土肥良雄、水野鹿造、作村栄次郎など、企業では広貫堂をはじめ、富山製剤会社、丸三興業会社、師天堂、富山精寿堂、富山薬業会社、盛貫堂、ケロリン本店、高岡製剤会社、岩瀬売薬会社、北陸売薬会社、越中薬業会社、仁済堂、富国薬業会社、富山売薬会社、厚生師天堂、茶木谷広貫堂、大貫堂、朝日製薬会社、中田製薬会社、服部勤成堂など、関連企業として、富山売薬容器、富山印刷業組合など、県下全域より個人、企業を含めて約二三〇〇余の協力があつた。文字通りの業界あげての協力であつた。また、県外大手企業として、田辺五兵衛商店、東洋製薬貿易会社、武田長兵衛商店、塩野義商店、大日本製薬会社などの製品陳列があつた。

日満博の開催中、第八回全国配賣壳薬業団体連合会の総会が五月一日、二日に、第十六回全国壳薬業団体連合会大會が五月三日、四日に、それぞれ富山城址の大正会館で開催された。二つの会合での共通の審議案件は、次のとおりである。

一、全購連および官公営壳薬対策の件

二、国民健康保険法対策の件

三、壳薬印紙税復活に対し反対の件

なお、日満博を期して『富山県壳薬同業組合沿革史』が発刊された（『資料集成』八三三—八四〇頁）。

三、広貫堂等企業の大陸進出

昭和十年八月、県壳薬同業組合は、副組長西田弥八郎他二名、広貫堂代表金尾義信、県經濟部長松岡幸四郎、県衛生技師本庶英献を、滿蒙奥地調査に派遣した。九月帰国した一行の報告によつて、奉天近郊に富山県広貫堂製剤工場建設の趣意書が公表された。予算五万円、その半額は県費補助、四分の一は広貫堂がもち、残りは一般同業者より募集するということで、「名義は広貫堂となすも実質においては広貫堂と別個のものとなし、匿名組合組織となす」ものであつた。現地で製薬並びに販売を行うものであつた。

翌年十一月には用地一五〇〇坪を買収。理事は長沢米太郎、金尾義信、村田藤太郎、北川政次郎、畠亀次郎、師天堂、富山薬剤、厚生師天堂、保寿堂製薬、越中薬業であり、監事は北川東一、米沢正介、富山精寿堂、博愛堂、仁済堂、茶木谷広貫堂であつて、顧問は県知事、県総務部長、経済部長、警察部長、県壳薬同業組合長であつた。

十二年五月、製剤工場の建設に着手した。昭和九年「薬剤及び化学品に関する輸入高」(大藏省調査)によれば、総額六八二万九〇〇余円の約九〇パーセントが、漢方薬原料の輸入であつた。従つて、製剤工場設立の目的は、原料产地に立地し、共同製剤によつて効率化をはかり、業者の利便をはからうとするものであつた。この頃大手では、田辺、武田、藤沢、塩野義など各製薬会社が満州、中国に進出してゐた。

十四年六月、県壳藥同業組合事務長羽根芳一が奉天製剤工場支配人として赴任した。

次は、十六年九月、資本金三〇万円で、北京広貫堂の設立が計画された。十八年、軍命令によつて、民生安定と宣撫のため、医療品工場を現地に設立することになり、武田、塩野義、田辺、三共などがその準備をすすめた。

次に、広貫堂は、ビルマ一国を対象に薬品の生産と販売を命ぜられ、十九年から操業した。

以下は、半田和敬氏(現極東薬品勤務、十八年入社)より、五十九年一月、聞きとつたものである。

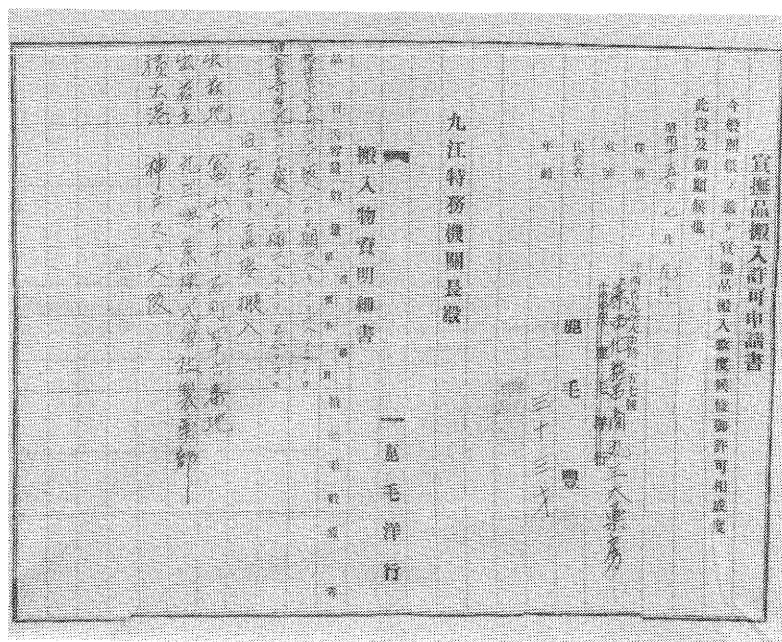
「軍命令によつて派遣社員九名が選定され、千葉県小金で研修を受け、翌十九年四月に製薬用機材、原料、用紙などを発送し、先発五名が門司港を出港した。台湾、フィリピンを経由して七月にシンガポールに着いた。途中潛島を北上、泰緬鉄道でモールメンに着き、サルワイン川を渡河、八月、ラングーンに着いた。当時、ビルマ方面軍司令官は、河辺正三中将(富山県砺波市苗加出身、昭和二十年大將。弟虎四郎中将とともに軍人兄弟)で、大へん心強く感じた。泰緬鉄道はタイ領ノンプラドックとビルマ領ダニビザヤを結ぶ全長四一六キロメートルの鉄道で、ビルマ—四川援将ルート制圧を目的として、十七年九月に着工された。映画「戦場にかける橋」で有名なクワイ川とかかわり深い鉄道である。工事は十八年十月、驚くほど短期間で完成した。半田氏のビルマ行は、泰緬鉄道完工

間もない頃ということになる。河辺中将、衛生材料廠長岩宮少将に挨拶し、軍の斡旋でラングーン市内にあつた英人商社跡の建物を工場とし、ビルマ広貫堂（のち庄貢堂ビルマ支店）は操業をはじめた。

まず、現地原料で下痢止めを造つた。原料はビルマ、インド人から、製粉はインド人の臼と杵で、製剤はビルマ人女子従業員で、容器は中國人にワッパ様曲物をつくらせて、ラベルはビルマ語、日本語で、ビルマ人に印刷させた。製剤には衛生材料廠の指導を仰ぎ、材料廠に納品した。この「整腹はら薬」は、軍、現地民に好評を博したので、現地採用の二〇名に加え、二十年一月、第二工場を増設した機会に、一五名増員した。その後、解熱剤、皮膚病薬軟膏、キニーネ錠剤、硫酸亜鉛錠剤の目薬など、製造品目がふえた。中でも軍から委託され、肝油と薑黃（バラン）末から造つた丸剤は、視力強化の効果が大で、夜戦に有効だと軍から激賞された。そのほか、マレー地区に吐根（トコン）、キニーネ苗の植樹をする計画、シャン高原に分工場、容器用陶器工場新設計画、ビルマ上流婦人の看護婦養成計画など、活気に溢れていた。しかし、十九年から二十年にかけて爆撃が次第に多くなり、日本人社員八名中五名が現地召集をうけ、三月下旬には撤退命令が出たため、工場を閉鎖した。私も四月に召集をうけ、陸軍病院の薬剤官として、八月十五日の召集解除まで残留した。除隊後、バンコック経由で帰国、鹿児島に上陸した。社員八名、全員が帰国できたのは、不幸中の幸いだと思う。」

広貫堂とは逆に、中国本土から満州に歩を進めた業者に丸三興業がある。以下は、現丸三製薬、朴木常雄氏より五十九年二月聞き取りである。同氏は上海出生、大正八年入社、十九年より上海支店長であつた。

藤井論三の創設した丸三大薬房は上海、九江、蕪湖、漢口、蘇州、杭州、宣昌に支店をもち、廈門、汕頭、廣東に代理店をもつなど、幅広い営業活動を背景に、昭和九年、満州に進出した。満州丸三酒造、満州酸素工業、



江西省九江の丸三大藥房よりの藤井靈寶丹などの搬入許可申請書

満州獸医藥品、興和藥品など多角的經營にありだした。藤井靈寶丹（強心剤）の人気は特に絶大で、ニセ物防止のため、藥袋にスカシを入れるなど、工夫をした。靈寶丹は売上げの九〇パーセントにのぼり、殆んどは中国人藥房への卸売りであつた。戰時中は宣撫物資として大半が軍部に買上げられ、品不足で困った。十六年、日本人社員と中國人社員で六五〇名もいた。接收時の資産は約一億円と評価できる。

なお当時の満州壳藥の推進については、昭和十一年の「滿州國の医藥壳藥事情」に留意すべき点が述べられている。その要旨は、現地においては廣告宣伝の有名壳藥のみが需要せられ、定価が厳正維持されること、名称は満州国人に効能の理解され、喜ばれる専門的な語感が必要（仁舟はよい例）なこと、とくに効能書には、誤解されない用語や

包装、差別的定価そして満人の風習など例をあげて詳細に説明した（『資料集成』九七六～九七八頁）。

さらに十三年には「北支の売薬医薬概況」には、一層具体的な指示がなされた。日本式の漢訳の文字は最も嫌われる」とし、薬品名、効能、定価、色彩の見本を示し、販売促進の宣伝や製剤の日本人向と支那人向の分離、商取引の特殊性等の商事要項を伝えた（『資料集成』九八一～七頁）。

なお、こゝで興味ある宣伝の仕方は、その中の「北支に於ける売薬廣告」の項である。それは次のように述べる。

都市及密集部落にては効果的にして廉価なるは所謂「チンドン屋」式なりとす。即ち一組を十人とし三組位組織し各部署を定めて、旗、喇叭、奇異帽、衣裳にて廻らして後方には即売を為さしむ。尚一組十人以上は警察には不許可なるも三組偶合との申訴にて大勢三十人位一隊とせば、一層効果的にして、樂人は一日六十錢位、旗は三十錢、他は一人一日三十錢。大都市にて約七週間位やり良く目立たしむ。廣告の直後は売行急増すと目下味の素、仁丹皆此式に依る。

（『資料集成』九八二頁）

これは、アメリカの町や村で、十九世紀後半から二十世紀初頭にかけて、よくみられた売薬の見世物と似ている。メディスンショウといわれ、「売薬芸」である。富山女子短大の三原文の研究がある（「メディスンショウ——アメリカ大衆芸能としての売薬芸」『Philokalia』一九八七年）。音楽や演劇などの見世物をして人を多く集め、その人たちに後で薬を売るのである。」のメディスンショウからアメリカの大衆音楽が始まつた。集まつてきた人たちにFligerとかThravawayという「ちらし」を配つた。それは富山売薬の版画に当るものであり、可愛い元気のよい子供や流行の服を着た婦人がきれいに描かれていた。富山売薬の版画よりは小さいカードである。

後には、製薬会社が、この売薬芸を派遣した場合もあり、シカゴでは広告店が行つた」ともある。また製薬会社は、

野球チームをつくつて、薬の広告宣伝に利用した。この方式は、日本では、佐賀売薬から発展した久光製薬では、サロンバスの宣伝に、女子野球チームをつくつて、その帽子や服にサロンバスの文字を記入し、各地で親善試合をやって、全国を宣伝して回ったのに似ている。いずれも目立つこと、印象づけることを通して、薬の販売に役立てた。

第二節 全購連・健康保険の進出対策

一、全購連売薬対策

昭和恐慌と六年、九年の凶作は、国民各層の生活に大きな打撃を与えた。とくに六年の大凶作は、東北地方の娘たちの悲惨な人身売買となり、帝国議会でも大きな問題になつた。これに対し、政府、地方公共団体はもちろん、農業団体や青年団などが自力更生・自衛のために作成されたのが、全購連売薬である。官公営売薬、青年団売薬もこれに類するものである。

(ア) 全 購 連 売 薬

全購連といふのは、産業組合法にもとづく購買組合で、「産業又ハ経済ニ必要ナル物ヲ買入レ之ニ加工シ……組合員ニ売却スル」「目的ヲ以テ設立スル社団法人」(第一条)の「中央会」(第七十六条)のことである。法規上、所得税、當業収益税、當業税が免除される(第六条)。昭和八年の大会では、当面する難局に対し、産業組合拡充五カ年計画を樹立し、肥料、米穀、産廻、売薬、雑穀、飼料、鉱油その他農村に必要な資材全般にわたり、生産配給、金融、医療、倉庫の面から更生の可能性拡大をすすめることを決めた。この頃、全国の農村では、「全村学校」講座が積極的に開設され、そこで必ず「産業組合の話」が講義され、全戸の加入が説かれた。十三年より第一次拡充計画の実施とともに、都市

における労働者、俸給生活者の組織化が重点目標とされた（明治33、組合数二、大正4、一万一五〇九、昭和13、一万四五二）。

（二）（資料）日本現代史）。

すでに早く、柳田国男は「産業組合通解」（明治三十五年刊）で、全購連の効用を明解に述べている。

かのストライキを以て雇主に賃銀の増加を逼るの方法も、或場合には必要なりとして許さるべきならんも、其成功、万全ならず、時としては全然、失敗損害に終ること無しとせず。夫に比するときは、購買組合の方法は遙に平和に且つ穩當にして、大抵其目的を完つし職工の地位を改良すること小ならず。（略）一村、一町の区域に基き、漸次に多数の町村を聯合するの方針を取るべきなり。（略）次に購買組合に於て最、重すべき原則は、物品の売渡には必ず現金を以て代金を徴すべきことなり。殊に日用品の購買組合に於ては、若し掛売を許し始むるときは、共同の利益の大半は之を失ふのみならず、甚しきは屢々組合の存立を危くすることあり。元来、掛売の習慣は本邦經濟界的一大弊にして、社会の進運に伴はんとせば、是非とも一般に之を改めざるべからず。

（『定本 柳田国男集』第二八卷）

全購連売薬は、薬剤師が代理製剤し、参加の組合が農家に配薬し、預金口座より代金をおとすしくみである。どの種類も十銭だったの「十銭売薬」といわれた。福島、山形、秋田などに、現在もみられるが、商品を毎年入れ替えることもなく、消費されたものの代金のみ集める商法で、なんとなく古くさい感じを与え、富山売薬のように、信用第一を長年考えてきた業界の常識とは、へだたりがあった（大島町、中村政治、花崎信太郎氏談）。

(イ) 官公官売薬・青年団売薬

岡山県（昭和九年）、山形県（十年）の県當売薬、日本國有鉄道の配薬（八年）、内務省の警察官への配薬がこれである。また京都、福島、鹿児島、大分、宮崎、青森、北海道などの不買同盟を含めての官公官賣薬の例がある。

また、青年団売薬としては、北海道青年協会（昭和五年）、埼玉県北足立郡連合青年団（九年）、愛知県中島郡大里村青年連盟（十年）によるもので、青年団が經營する。そのほか、東本願寺（八年）、比叡山（十年）、高知国防婦人会（十二年）によるものもあつた。

(ウ) 損害対策

これら業界外の売薬は、売薬法施行規則に定める行商済証を携行しない違法なもので、業界は年商三〇〇〇万円から一五〇〇万円に半減した、といわれ、業者はもちろん、関連業界にとつて死活の大問題と受けとられた。

昭和十年二月、業界の意を受けた県商工会議所は、各府県知事、市長に宛て特別の配慮を依頼した。十一年五月、最寄会中央会理事会の継続三回にわたる協議、七月、県売薬業同業組合の売薬時局対策委員会新設など、解決への努力が続行された。十月、全国配置売薬業団体連合会、全国売薬業団体連合会の各実行委員会、全国配置売薬最寄会中央会があわただしく奈良で開催された。大会決議にもとづいて、内務、農林、商工省に厳重取締りを陳情した。

当時、これらの運動は「反産運動」といわれ、ひとり売薬業界の問題であるばかりではないことは、さきの拡充五カ年計画によつても明らかである。「反産運動」の主体をなしたものは、日本商權擁護連盟で、傘下に各地の商工会議所、日本実業組合連合会、全日本肥料団体連合会、全日本米穀商業組合連合会、三都文具組合連合会、全国醤油醸造組合連合会、全日本木炭商連合会、輪業（自転車）組合連合会などを擁し、

一、産業組合への各種免税廃止

二、産業組合への補助、助成、奨励金廃止

三、(軍への納品などに際し)違法、脱法、不法行為の取締り

四、官公吏の産業組合への便宜供与制限

などの諸要求をかけた。次に売薬業界では、傘下の組合員にこれらの項目についての具体的な事例の報告を求めて、実情を把握し、対策を考えることとした。

昭和十一年七月二十日

富山県売薬同業組合

滑川支部長 宮 崎 乙 雄

組 合 員 各 位 殿

全購連売薬調査に関する件

農村の不振は我等業界をも浸潤し、業者此の苦況打開に喘ぐ時、全購連薬の攻勢に出会い、業界總べて之が対策に腐心致居り候處、一層之が徹底を期し度候間、御繁激の折柄恐縮に候へ共、左記事項御調査の上其の詳細至急御回答に預り度、此段御依頼申上候。

記

一、全購連薬ヲ取扱居ル組合名(道府県市町村名)

一、組合が売薬請売ノ許可ヲ受ケ居ルヤ否ヤ

(『資料 日本現代史』)

一、組合が組合事務所ノミニテ販売セリヤ、其ノ他ノ箇所ニテモ販売セリヤ

二、組合が組合員ノ家庭へ配給セリトセバ其ノ方法及手続

一、青年団、婦女会員等が全購連壳薬ヲ配給セル場合ハ、其ノ手続及手數料関係等

一、全購連壳薬ヲ産業組合員以外ニ販売、若シクハ配給セル事實ナキヤ、若シアリトセバ其ノ組合名及配給ヲ受ケタルモノノ住所氏名

一、本県壳薬ノ駆逐策ト見ルベキ事實ナキヤ否ヤ、若シアリトセバ其ノ詳細

一、其ノ他参考トナルベキ事項

以 上

このほか産業組合が病院を經營するようになると、医師会、産婆組合も、反産運動に加わるようになった。

産業組合病院ニ関スル建議

産業組合病院設置ニ關シテハ本県会ニ於テ既ニ論議ヲ尽サレ居り、右ハ本県医薬業界ニ及ボス影響甚大ナルモノ有之、先般高岡市ニ本院ノ設置ヲ許可セラレタルハ事情已ム得ザルモノトスルモ、将来之力分院設置ハ勿論、此種病院ノ新設ハ絶対許可セラレザル様篤ト御考慮アラムコトヲ
右本会ノ決議ニ依リ及建議候也

昭和十年十二月二十四日

富山県會議長 片 口 安太郎

富山県知事 土 岐 銀次郎 殿

提 出 者 飛 見 丈 繁

外 十 二 名

贊 成 者 砂 土 居 次 郎 平

(『富山県議会史 史料篇』)

農民保護の立場をとる農林省、中小企業擁護の立場の商工省、国保創設をはかる内務省間の微妙なくいちがいに對し、さきの陳情の効果はあまり期待できなかつた。もつとも、全購連の側では自肅の姿勢——産業組合監査連合会を設置し自治的に監督——をとつたこと、製剤上の技術的制約や、原料入手難などのため、官公営壳藥とともに、次第に下降に向つていつた。

産業組合は、昭和十八年、農業團体法によつて農業会に統合され、さらに第二次世界大戰後に、農業協同組合法、消費生活協同組合法などにもとづく各種の協同組合となつた。たとえば、農業協同組合は、産業組合法の信用組合、購買組合、販売組合、利用組合の機能を繼承し（第十条）併せて、共済、医療の事業を行つこととしている。

全購連・官公営壳藥問題は、業界に自戒自律の機運を醸成した。十一年末、土岐知事に対する県壳藥同業組合の陳情書を見るに、

一、能率増進にあせり、割引販売が目にあまるので、乱売を廃し正価販売を実施したい。不正、不良営業者の取締りと制裁を行う、行商取締り監視員を常置すること

業者の素質の向上を図るため、学校教育、講演会などを開き、德育涵養に努めること

二、県に壳薬課を新設されたいこと

三、組合立の壳薬試験場を県営に移管し、充実、開放を目指すこと、原料の精選、製造、容量などの基準を守った価格販売の実施を効果的にするため、県営検査制度を採用すること

など、業界の浄化を企図し、このため組合内に調査委員会が設置された。とくに、業者の良心的商行為の厳守については、全国大会でも提案され、県業界の動議が採択された。

壳薬県営検査実施ノ意見書

富山県壳薬ハ古キ歴史ト沿革ヲ有スル重要物産ニシテ、之カ消長ハ本県ノ産業經濟上至大ノ影響ヲ有スルハ言ヲ俟タザル所ナリ、然ルニ近時各所ニ官公営壳薬等ノ実施ヲ見、政府亦国民健康保険制度ヲ創始セラレントスル等、各般ノ社会状勢ハ壳薬業ノ進展ニ甚ダシキ障碍ヲ招来シ、年次業界不振ノ一途ヲ辿ルニ至ル現状ハ、極メテ多事多端ノ非常時局ニ直面セルモノト謂フベシ

今ニシテ何等カ之ガ打開の方途ヲ講ゼザルニ於テハ、由緒アル本県壳薬モ遂ニハ衰滅ノ非運ニ遭遇スルニ至ルナキヤヲ保シ難シ、県ハ此際壳薬ノ指導ト試験研究機關ノ充実ヲ期セラルト共ニ、速カニ壳薬ノ県営検査制度ヲ実施シ、本県壳薬ノ信用保持ト声価向上ノ方策ヲ確立セラレムコトヲ切望シテ止マズ

右本会満場一致ノ決議ヲ以テ意見書提出候也

昭和十一年十二月十八日

富山県會議長 森 丘 正 唯

富山県知事 土 岐 銀次郎 殿

第二節 全購連・健康保険の進出対策

提出者 片口 安太郎

五名

賛成者 鹿熊久安
外二十一名

『富山県議会史 史料篇』

二、国民健康保険対策

(ア) 国民健康保険法

昭和二年、疾病保険法としての健康保険法が、わが国で初めて施行された。大正十一年制定だが、関東大震災のため、施行が延期されたのである。同法は、工場法の適用を受ける労働者と、年収一二〇〇円未満の職員を対象とし、政府管掌と組合管掌の二本立てで、現物給付、単価点数方式を採用した。次いで昭和九年七月、内務省社会局から「国民健康保険制度要綱案」(未定稿)が非公式に発表された。社会保険制度調査会などの数次にわたる審議を経て、十二年三月、上提されたが、月末に衆議院が解散されたため成立しなかつた。同法制定の背景には、(イ)農業恐慌によつて――青田売りどころか、黒田売り、白田売りで足らず、娘を売らなければならぬ――農村の医療負担の軽減 (ロ) 医師、医療機関の確保――無医町村の増加傾向に歯止めをかけること (ハ) 貧窮の中で乳幼児の高死亡率と結核患者の急増(死因別死亡率第一位)は、人的資源である壯丁の体力低下につながることでもあり、政府にとつて速やかに解決すべき政策課題となってきたのである。

農家経済の推移（1戸あたり）										(単位 千円)	
世帯員数(人)	農業従事者数(人)	農業所得			農業経営費			農外所得			農家所得
		粗収益	作物収入	畜産収入	農業	外	農外	勞賃・俸給	手当・収入	支	出
1921(大10)	…	…	1.06	1.64	…	…	0.58	0.15	0.16	…	0.01 1.20
1925(〃14)	7.10	3.60	1.37	2.03	1.63	0.09	0.66	0.27	0.35	0.12	0.08 1.64
1930(昭5)	5.80	3.20	0.59	1.01	0.81	0.07	0.42	0.22	0.26	0.13	0.04 0.81
1935(〃10)	6.30	3.20	0.70	1.13	0.93	0.08	0.43	0.17	0.22	0.13	0.05 0.87
1940(〃15)	6.30	3.10	1.50	2.26	1.80	0.20	0.76	0.32	0.33	0.21	0.02 1.81
1945(〃20)	7.50	3.30	11.87	13.31	11.64	1.26	1.44	1.89	1.96	0.76	0.07 13.76

農林水産省「農家経済調査報告」、同「農林水産省統計表」および農政調査委員会「改訂 日本農業基礎統計」による。

(『数字でみる日本の100年』国勢社)

自分の飯米にする分までも売り飛ばすという段階からさらに一段と進んだ者は、娘を売るか、青田を売る。彼らは、青田のうちからその収穫物をもう人手に渡してしまうのだ。それも一俵四円の五円のというひどい値段で売り飛ばす。それを買うのは信用組合や米商人である(信用組合は青田を担保にも取る)。新潟県の帶織村では、去年は三万円も担保に入っていた。今年は黒田を売った者があつたそつだがと新潟でたずねると、黒田どころか白田も売つた、という返答だつた。田の上に雪のあるうちから売つたのだ。

(猪俣津南雄『窮乏の農村』昭和九年『改造』)

したがつて、法の対象は、農村民だけでなく、「農山漁村居住民及都市中小企業者の実情を考慮し本制度を制定」(内務大臣の提案理由)するに至つたのである。

その上、産業組合側は、産業組合が全国津々浦々に組織されていること、保険料を農産物などで代納しうること、多年四事業(信用、販売、購買、利用)の兼営により経営技術に熟達していること、したがつて、経営費が節減でき、ひいては、国庫補助を軽減することになるので保険料を下げるにもなるから、本法の経営を産業組合に任せるべきだと主張した。

これに対し、収入減をおそれる開業医、売上減を深刻に考えた売薬業者が反対するには当然であつた。

(イ) 国保反対運動

昭和九年、制度創設の報が伝わるや、県壳薬同業組合は、評議員中より橋文蔵を国保反対同盟会長に選出し、国保反対運動を展開した。

十年五月、名古屋市で開催の第十五回全国壳薬業団体連合会大会では、奈良、滋賀、熊本代表らに呼びかけ、一大中央行動を起すことを決議し、次いで十月、佐賀市で開催の第七回全国配置壳薬団体連合会総会においても、疲弊した農村——當時無医町村は三四二七町村におよんでいた——を考慮するならば、配置壳薬業者の貢献の不可欠なことを、総理大臣をはじめ内務、大蔵、商工大臣、両院議長、各政党本部に打電した。県議会においても、齊藤知事に対し、次のような建議をしている。

国民健康保険制度三閑スル建議

政府ニ於テ昭和十一年度ヨリ実施ノ予定ヲ以テ立案中ノ国民健康保険法案ハ、之ガ実施ヲ見シカ直接最モ打撃ヲ蒙ルモノハ配置壳薬業者ニシテ、該法案ノ示ス如ク、一定地域単位ニ於テ保険組合員タルベキ資格者ノ一定数以上ノ同意ニヨリ組合カ成立シタル場合ハ、其ノ地域内ノ住民ハ性別並ニ年齢ノ等差ヲ問ハズ、原則トシテ悉組合員タルベキ強制加入主義ヲ以テセラレ、且其ノ医療給付ノ如キモ是レ又原則トシテ現物給付主義ニ基カントスルモノニシテ、其ノ結果配置壳薬業者ノ重要顧客ニシテ国民ノ約八割ニ相当スル中産階級以下ノ大衆カ早晚悉ク保険組合制度ノ下ニ収容セラルニ至ルベク、斯クテハ本県ノ重要産業タル壳薬業者ノ運命ニ懸ハル重大問題ニシテ、結局三百年ノ永キ歴史ト祖先相伝ノ生業ヲ一片ノ法律ノ下ニ蹂躪セラレ、失業ノ悲運ニ沈淪スルノ外ナク、為ニ幾万ノ業務関係者並此ノ家族ガ生活ノ根源ヲ奪ハレ、街道ニ彷徨スルノ止ムナキニ至ルベキハ避ケベ

カラザル処ニシテ、単ナル該法案ノ予示的発表ニ於テスラ斯業者ノ唯一ノ財産タル壳薬懸場帳ニ依ル金融、又ハ取引ニ支障ヲ蒙リツ、アル現状ニシテ、本県経済界ニ及ボス影響甚大ナルモノアリト認メラル、ヲ以テ、篤ト事情御監察ノ上本県重要産業タル壳薬業發展ノ為、叙上の事情篤ト政府ニ致サレ、以テ是等業者ヲシテ永ク其ノ生堵ニ安ンゼシムル様御尽力アランコトヲ

右本県会滿場一致ノ決議ニ依リ及建議候也

昭和九年十月三十日

富山県知事 斎藤 樹殿

富山県會議長 砂土居 次郎平

提出者 吉田 清平

外四名

賛成者 田原 常次郎
名十七名

(『富山県議会史 史料篇』)

同年十一月、同業組合組長荒木甚助以下一五名が上京、重ねて各政党本部に国保反対を陳情した。十三年まで、あらゆる機会をとらえて、法制定阻止を働きかけたが、歴史の大きな歯車が大勢を決していった。

十二年三月、および十三年一月の審議過程で、「国民健康保険組合ハ診療以外ノ薬品及壳薬ノ給付ヲ為スコトヲ得ザル旨」保険組合の規約に明記することが、付帯決議として条件づけられたことも、本法制定反対の理由であった。

しかし、同法は、十三年一月、保険社会省(仮称)の開設、正式には厚生省の発足に伴つて再上程され可決、四月一

日公布、七月一日から施行された。

当時の世論は「反対の内容のなんと貧しいことであろう……莫九層倍的ボロサが無くなるというのであって、それ以外の理由は殆んど見出せぬようである。医師と弁護士は人柄が悪かつたらまらぬ、という巷間の声に少しでも耳を傾けたらどうだろうか」(『読売』十二年二月、丸岡秀子、婦人欄記事)に代表されるようである。因みに丸岡秀子は、農村婦人問題、教育問題評論家で、産業組合中央会に勤務していたこともあった。

本法は健康保険法の適用をうけない一般国民を対象とし、「疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ関シ保険給付ヲ為スコトヲ目的トシ」(第二条)国民の殆んどが家族の一人が労働者であれば、被保険者として国民健康保険組合に組織され(第三条)、「保険医及保険薬剤師並ニ組合ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ診療又ハ薬剤ノ」給付を受ける(第十九条ノ二)ことを骨子としている。

国民の健康と医師、薬剤師を国家の管理下におこうとするものであった。

はじめ任意加入であった本法も、十八年の改正によって、強制設立、強制加入となつた(『社会保険法要説』『日本社会保険制度史』『戦時・軍事法令集』)。因みに十九年の国民健康保険組合員は四〇〇〇万人、人口七四四〇万人の五四パーセントであつた。

十二年、保健所法が制定され、保健所が結核予防と母子衛生対策事業を担当することになり、翌年から厚生省の所管となつた。

十四年、「職員健康保険法」と「船員保険法」が制定され、健康保険の整備体系化が完成した。さらに十六年、「労働者年金保険法」が成立、老齢、廃疾、死亡の際の年金給付が規定され、十九年には「厚生年金保険法」と改称、対象を職員と女子に拡張した。これら一連の社会保険法の体系化は、未曾有の戦争遂行の過程の中で、整備されていった。

第三節 日中戦争と統制経済

一、戦争の拡大と国家統制

昭和十二年七月七日、夜間演習中の北京駐屯日本軍と中国軍との間に、蘆溝橋事件が発生した。前日発足したばかりの近衛内閣(第一次)は、「不拡大、局地解決」の声明を発したが、現地軍は拡大の方向に独走した。軍部の独走は國內でもみられ、ファシシズム化の道を進みはじめた。十二月、首都南京占領、戦線はさらに広東、漢口に拡大し、政府は「東亜新秩序」声明を発表した。戦線は拡大するだけで、日中戦争は膠着状態を続けた。

ヨーロッパでは、ナチスドイツが、十年三月、ベルサイユ条約破棄を各國に通告し、十一年三月、条約上の非武装地帯ラインラントに進駐し、オーストリアを併合、十四年九月にはポーランドに侵入した。十五年五月、オランダ、ベルギーに侵入、六月にはパリに無血入城した。軍部は、ドイツ軍のめざましい拡大に眩惑されて、伝統的な親英米外交政策を放棄し、日独伊三国軍事同盟を締結した。

日中戦争の膠着は援将ルートにあると考えていた軍部は、フランスの敗戦を機に、仏領インドシナへの進駐を企図した。南進論の台頭である。十月、日本軍はハノイに上陸(翌年七月、南部にも上陸)し勢力扶植の足がかりを築いた。やがて列国から日本は通商条約廢棄の通告をうけた。つづいて石油・鉄くずの対日禁輸措置、日本資産の凍結が追いうちをかけた。中国侵略と仏印進駐に対する報復であった。日中戦争における膨大な消耗と、新たな連合国側からの

経済制裁のため、重要戦略物資の確保が非常に困難になつてきた。日本は逃れるすべのない陥落に確實にはまつた。統制諸立法のなかでも輸出入品等臨時措置法、臨時資金調整法、電力国家管理法、國家総動員法そして重要産業団体令が制定されていった。満州国においても、八年三月「満州經濟建設要綱」を発表。何度か数字の手直し作業を行つて、満州国第一次五ヵ年計画、ついで第二次五ヵ年計画等の実施になるのだが、実績の惨憺たる結果の中で戦争経済を押し進めていった。

この間、生産力の拡充が強力に進められ、富山県売薬の生産は昭和十二年一五九〇万円から十四年には一八四四万円に、さらに十六年には二二五九万円に伸びた。しかし富山県の鉱工業生産額は、軍需生産の大きな発展によつて、十二年には二億四三三六万円から十四年には三億七四〇〇万円、そして十六年には五億一二三〇万円にと大きく増大した。したがつてこの中の売薬生産の比重も、十二年には六・五%、十四年には四・九%、十六年には四・三%にと漸減していった。またこの過程で様々な規制が強くのしかかつてきた。平和産業の新体制への変動の中の努力が続けられた。以下これらについて述べる。

二、売薬業の経済統制

(ア) 進物や金箔・木綿の制限

行商先への土産は、紙風船や紙絵の版画で代表される。売薬さんといえば風船、誰もが郷愁と憧憬を抱く紙絵である。しかし、お得意での清算額によつては、手拭い、縫針（氷見産、風呂敷、塗箸〔若狭竹箸〕、徳利、急須（九谷焼）、さらには蓄音機なども稀にはあつた（昭和五十八年十月、成瀬貞一氏より聞き取り）。また、草木の種子、種もみ（その栽培法）

なども、売薬行商に伴つて往来した。この点、薬の道はシルクロードの絹の道、また塩の道と異なることなく、文化の道を刻したといえよう。

しかし、全購連売薬問題、国民健康保険法施行の過程で、業界内部に自肅の氣運の起るもの当然で、日中戦争の進行とともに、進物廃止というかたちで表面化してきた。進物問題は正価販売とかかわる。とくに昭和初期には恐慌期を生き抜くため、永年にわたる値引販売といふ悪弊もあり、進物に姿をかえていたといえるからである。

昭和十三年八月、薬業界の自肅の姿勢、進物廃止の動きに対し、進物業者五〇余名が反対の意志を表明した。從来、進物は本県売薬の宣伝に役立つたし、また顧客との親密の度を加えてきたこと、さらに旅先県の産業との相互扶助にも貢献してきたことがあるのに、全購連売薬問題や国民健康保険法反対には支援を求めながら、進物廃止をいうのは、両者の信義に反し、業者の死活にかかる、というのがその言い分であった。県売薬同業組合、県最寄連合会はこの歴史性に基づく論理に対し、漸進的に廃止の線に移行することを確認した（『富山日報』十三年八月二十一日及び『資料集成』八四一頁）。ことに、十月、県經濟保安係より「時局下の物資節約は当然にして、射俸心を唆るが如き売薬の景品付特売は、時局下の物資節約の緊要性よりして必然のものにして、本県においては大体禁止方針を執り、射俸心を唆らざるものと認めたもの以外は一切許可せず」と断言された。この年七月、内務省に經濟保安課、地方に經濟保安課（または係）がおかれて、經濟統制法令の違反監視、取締り、検挙のほか、法令の趣旨徹底、特殊物資の配給事務を主要任務とすることになつていた。

次に十三年一月、商工省は金、白金の使用を禁止した。医療用として特殊なものは、大蔵大臣の許可を条件としたが、売薬品に使用することは、これに該当しないことになつた。金箔、九谷焼、金屏風、象眼、漆器などの業界は大打撃である。薬業界にとつても同様である。金箔は高価な感じを与え、湿気を防ぎ、品質を保ち、無害であるからで

ある。既に前年から金及び木綿の使用について次の制限があつた。

北支事変に適用すべき国家総動員計画要綱（閣議案）

資源局（昭和十二年八月二十八日）

第十二条 差当り生産ノ促進又ハ生産力ノ拡充ヲ要スル重要物資概ネ左ノ如シ

一 金

（以下十三項目略）

（略）

第十二条 左記物資及之ヲ材料トスル成品ニ付テハ一般ニ消費節約ヲ奨励スルノ外、用途ノ制限、代用品ノ指定等必要ナル措置ヲ講ズ

一 鋼 材

二 銅、白金、鉛、亜鉛、錫、ニッケル及アンチモン

三 ゴ ム

四 皮 革

五 棉 花

六 羊 毛

七 紙 類

（略）

第十四条 左記物資及之ヲ材料トスル成品ニ付国民運動其ノ他適切ナル方法ニ依リ回収ノ措置ヲ講ズ

一 売 鉄

二 銅

三 鉛

四 錫
アルミニウム

五 ゴム

六 棉花

七 羊毛

八 紙

九 以下略

(『資料 日本現代史 10』)

既に長年にわたって、丸衣に金箔を使用してきたが、これの廃止は国策上、止むを得ずと、九月に全国配売代表者会議、県売薬同業者組合で確認し、朱を用いることで決着した。一角丸、救命丸、万病感應丸といった丸薬が一齊に「赤玉」となったのである(『資料集成』五七六頁)。それはまた、国民精神総動員実施要綱(閣議決定)の規制をうけ、文部省の次のような国民精神総動員実践事項の一環であった。

非常時経済政策へノ協力

- (1) 勤労報国
- (2) 労資協力

外国為替相場

	ニューヨーク向平均相場 (百円につきドル)	ロンドン平均相場 (1円につきシリング)
1925(大14)	40.750	1.6875
1926(昭1)	46.875	1.9271
1927(〃2)	47.375	1.9531
1928(〃3)	46.500	1.9063
1929(〃4)	46.070	1.8963
1930(〃5)	49.367	2.0285
1931(〃6)	48.871	2.1623
1932(〃7)	28.120	1.5964
1933(〃8)	25.227	1.2008
1934(〃9)	29.511	1.1724
1935(〃10)	28.570	1.1667
1936(〃11)	28.951	1.1667
1937(〃12)	28.813	1.1667
1938(〃13)	28.496	1.1667
1939(〃14)	25.984	1.1712
1940(〃15)	23.437	1.2301
1941(〃15)	23.437	1.1667
1949(昭24)	369.00	1,450.80

日本銀行「明治以降本邦主要經濟統計」および同「經濟統計年報」による。

1949年は9月17日現在、1950年以降は年末現在。(『数字でみる日本の100年』国勢社)

の内地民需用供給が全面的に禁止され、輸出切符割当制が実施され、七月からは、綿製品絹との混紡製品でなければならぬ、と決められた。十三年三月、織布業者に対し、綿糸の配給制になつた。輸入品等臨時措置法によつて、すでに早く十二年末には、国内向けにはステープル・ファイバー(ス・フ人造纖維)か人

昭和十五年七月、「奢侈品等製造販売制限規則」が公布され、翌日から施行された。世に七・七禁令という。貴金属製品、高級織物などの製造は即日禁止、すでに製造済みのものの販売は混乱を避けるため、三ヶ月の猶予期間をおいた。金箔入手の路は完全に途絶えた。

また十四年五月、煎薬の布袋原料の木綿が配給制になつた。輸入品等臨時措置法によつて、すでに早く十二年末には、国内向けにはステープル・ファイバー(ス・フ人造纖維)か人

- (3) 利益壟斷ノ抑制ト暴利抑制
- (4) 国債応募勧奨
- (5) 元費節約貯蓄奨励
- (6) 國際收支ノ改善 1 國產品使用 2 輸入品使用制限 3 國產代用品ノ使用
- (7) 金ノ使用節約、資源ノ愛護 1 消費ノ抑制 2 代用品ノ使用 3 廃品ノ蒐集提供 4 発明創造 5 資源ノ蓄積 6 國防資源ノ獻納

証明書を提示したものにのみ原料を割当て（リンク制）ことになった。この間、綿糸販売価格取締規則（五月）、物品販売価格取締規則（七月）の公布で公定価格が定められたが、綿製品の価格は高騰し、製品は退廃され、正式ルートでは入手できず、ヤミ値が横行した。

既に昭和五年から七年まで、綿工業において「製品高原料安」という価格関係が存在していた。同九年、ドル切下げによって形勢は逆転し、「原料高製品安」となった。しかし、重工業の比重の低い日本にとって、綿工業はドル獲得のための重要な産業であった。このために、綿布の国内消費は制限され、切符制になつた。しかし、スフや人絹は熱に弱い。物動計画のために綿布配給を取り消されても、煎薬の供給はできない。富山煎薬では、煎薬の年産六〇〇万円以上であり、この包装に要する純綿の布袋の布地の消費量は、毎年広幅物二万六〇〇反を下らない実情であった（資料集成）五七六頁。「国民衛生上重大な影響を与えるもの故、原料糸の配給を特免指定されたい」という業界の切なる陳情に接し、商工省が特免指定の措置をとつたことは、望外の幸運であった。なお繊維製品とくに綿製品の欠乏状態については、次のような資料がある。

〔警視庁経済保安係会議書類〕

（前略）

〔東京刑事裁判所検事局 昭和十六年一月三日〕

繊維製品の中でも、綿製品の関係は御承知の通り極端に逼迫して居りまして、然し其の中でも生産資材としての綿製品は割方円滑に行って居りますが、一般商品の関係は極端に逼迫して居ります。価格は御承知の通り、此の一年の第二次の歐州戦争勃発後繊維製品が全面的に価格が騰貴しまして、それが為にまあ繊維製品は、大体指定日たる昭和一三、六、二八以後協定価格なり、公定価格といふものが、他の商品に比較して割方繊維製品に

は多いのですが、その公定価格の二倍三倍といふやうなものも相当あるのです。(略)生活必需品のメリヤスとか、あゝ言つた生活必需品の繊維製品が相当逼迫して来る、で逼迫して品の少いものをどうして公平に配給するか、それが為に将来益々統制会社的なものが出て来る。

(『資料 日本現代史』)

(4) 正価問題と九・一八ストップ令

昭和十三年八月、商工省令は、露天商以外の商品は正札を貼付し、正価販売を行ふよう指示した。ここにおいて県売薬同業組合評議員会、組合全体会議、県最寄連合会、県売薬法人協会、法人薬剤師会など関係団体の協議の結果、国策に沿つて割引販売を廃止し、正価販売をすること、標準価格を従来の価格より下げて設定し、これを基準に各業者が正価を貼付することなどについて合意をみた。当時、行商人約一万二〇〇〇人、配置薬価格約五億円であるところから右の合意に対し、正価貼付に多大の費用と時間が必要であると予想され、中新川支部から、正価表で一時を凌ぐ便法が提案され、富山市その他の郡部側と意見の対立があつた。お得意に通知を出すとして、四銭切手で八〇万円、貼付に二〇万円と見積られたからである。いま一つは、行商慣行の特殊性がある。年一、二回の行商は、一律短期間に右の合意を実施するにはあまりにも問題は大きい。

業者団体は、

- (1) 七月十四日以前に配置済みの売薬に限り、一ヵ年正価貼付を猶予すること
- (2) 現在行商中の者には、十二月末日まで正価貼付を猶予すること

を矢野知事(在任十三年四月~十六年一月)と主務省に陳情した。県を経てもたらされた商工省回答は、陳情の主旨を大筋において認めたが、「正価は必ず売薬個々に貼付すべきこと、正価表を以て代ふる便法は絶対認めず」とするもので

あり、中新川支部の主張は拒絶された。十三年十一月十九日に、「県報」をもって売薬その他定価明記品の価格表示が通知された。しかし、商工省は全国配売代表者会議の席上、この主旨を説明し、全国が同一歩調をとることにしたが、十二月末までは改正定価表を貼付する一時的便法を容認せざるを得なかつた。

九月、奈良での全国配売代表者会議で、新聞広告などの手段で、正価の周知徹底をはかることに決した。十四年、商工省に設置されていた中央物価委員会の答申「物価統制大綱」に基づく価格等統制令が十月から施行された。要旨は「価格……ハ昭和十四年九月十八日ニ於ケル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ」(第二条)といふにあり、物品の最高価格を凍結し、これを超えた商行為を禁止した。いわゆる「九・一八ストップ令」である。価格凍結商品は「価格停止品」とよばれ、「マル停マーク」が貼付された。

マークの表示義務は販売業者にあり、最高価格を凍結し、値上がりを禁止することにねらいがあつたが、すでに物価が上昇している以上、ヤミ価格の横行となつた。同令によると、医薬品の価格については、商工大臣および厚生大臣が主務大臣である。卸売りおよび小売りの最高価格は、しばしば經濟の実態にあわせて改訂された。これに関連して、十五年五月から貴重薬品原料の切符制が実施された。アスピリン、エチル炭酸キニーネ、塩酸キニーネ、サントニン、次硝酸蒼鉛、昇汞及び消毒用昇汞、白色ワセリン及び黄色ワセリン、バルビタール、磷酸コデインの九種品目に適用された。そして十二月には、県告示をもつて、学童用サントニン錠、ビサチン錠、また十六年九月にはカゼネットンプク、人参サフラン入正産湯、さらに十一月には医療品・理化学器類、十七年に入ると、一月にも三月にも、相次いで多数の売薬について最高販売価格が認可されていった(『資料集成』三四六~三七四頁)。

(ウ) 売薬工業組合の設立

昭和十三年、国保問題の決着にともない、反対運動の推進機関であった売薬時局対策同盟会は解散し、新たに富山県売薬振興会が設立された。振興会は会則第四条に「売薬統制」「海外売薬」など「時局対策」を調査研究してその発展を計るものであつた。その第一部会において工業組合について、また第二部会において、商業組合について研究にあたることとした。十四年二月、富山県売薬時局問題研究会が設立され、併行して右の問題を研究討議した。研究会と富山市売薬法人協会との合同協議会の合意として、配置売薬業者が全県規模の組合を結成すること、同業組合の支部毎に工業組合支部を設けること、工業組合は、売薬原材料の共同購入を行い組合員に供給すること、共同製剤所の設置を検討することなどを決めた（『統制諸立法の制定』参照及び『資料集成』一四〇八頁）。

十四年八月、県売薬工業組合の発起人会、創立総会が昭和会館で開催された。

十月、広島で開催の全国売薬業団体連合大会でも、富山から積極的に提案して傘下団体が速やかに工業組合、商業組合を組織するよう働きかけた。それは配給機関の整備とまた売薬業者の権利擁護を計らんとするものであつた。工業組合は十一月十八日設立が認可された。十五年一月、富山県売薬工業組合総代会は、日本配置売薬工業組合連合会に加入することを決した。この日本全体の工業組合連合会における本県からの理事は、金尾義信、広瀬重造、監事は石黒七三であつた。なお県配置売薬商業組合は十六年四月に発足した。

工業組合は産業組合や商業組合（十八年、商工業組合に統合）となんら異なるものでなく、ただ産業組合は農業経営者を、商業組合は商業経営者を、工業組合は工業経営者を対象としたに過ぎない。商工大臣の指定する綿織物ほか六一種の重要な工業品の製造に従事する経営者をそれぞれの、工業組合という社團法人に組織し、製品検査、共同設備、原料の共同購入、製品の共同販売、生産調整、価格協定、取引先協定、金融などの事業を行わせ、併せて中小企業を陶

主要産業のカルテル（製造業）

産業	生産額	主要なカルテル
和酒	366	○麦酒共版
麦酒	114	砂糖供給組合
製糖	143	(○製粉販売組合)
精穀・製粉	159	
菓子	150	
製糸	504	蚕糸中央会、帝国蚕糸、帝国蚕糸組合
綿糸	994	大日本紡績連合会
毛糸	326	日本羊毛工業会
絹織物	198	
人絹織物	220	○工業組合多数
綿織物	603	
毛織物	223	
染色・整理・漂白	242	○日本輸出織物染色協定連合会
製材	165	
印刷	229	
化肥料	273	人造肥料連合会、○硫安配給組合ほか
工業薬品	262	○晒粉共版、硫酸販売組合ほか
化學纖維	217	日本人絹連合会
植物油脂	140	
石けん化粧品	100	
医薬品	111	
製紙	294	日本製紙連合会、○仮紙販売統制会ほか
鉱物油	117	○鉱油精連合ほか
ゴム	146	
セメント	113	セメント連合会
鉄精錬ほか	1,291	鋼材連合会ほか多数
銅精錬ほか	172	水曜会
銑鉄鑄物		
絶縁電線ほか	116	電気銅共同購買会
電気機械	212	○4社協定→さつき会
紡織機	114	
自動車	150	
鉄製船	208	○造船連合会

典拠) 前掲「工業統計50年史1」、高橋亀吉『日本統制經濟論』、小島昌太郎『我が主要産業に於けるカルテル的統制』(1932年)、鈴木茂三郎『日本独占資本の解剖』(1935年)、工業組合中央会『工業組合概況』(1936年)等。

注) 生産額は1936年のもので、同年の生産額1億円以上が対象である。○印は30年代に設立。

(『1930年代の日本経済』)

汰しよつとする統制組合である。
十五年になると、原料漢薬、原料化学薬品の供給不足が深刻になってきた。従業員の召集と徵用はこれに拍車をかけた。二月、全国売薬業団体連合会では、たまりかねて、薬品の国家管理を厚生省に陳情するほどであった。しかし、厚生省は、現時点では考慮外と回答してきた。業界は厚生省、商工省

に、原料の増配を陳情した。その内容はカフェイン、カンフル、クロロホルム、アスピリン、フェナセチン、アセトアリニード、アミノピリン、デアスター、グリセリン、サントニン、薄荷脑、キニーネ、抱水アレビン、プロムワレリル尿素など十五種、ほかに模造紙、硫酸紙、容器用ブリキなどであつた。

(二) 壳薬統制会社の設立

工業組合のゆきつく先は、一戸一袋制の確立、統制会社の設立であつた。

昭和十五年八月、県薬業者大会、県壳薬法人協会は、それぞれ個別に、そして合同して、三〇の法人企業、一八〇〇人の個人営業者の大合同を決議し、合同整理委員会（金尾義信委員長）、価格委員会（塙谷辰治委員長）を設置した。

合同整理委員会は、全県一社統合案をまとめ、富山県壳薬統制会社（仮称）を設立し、配給、輸移出・店頭卸売業者の統合、そのため各営業者手持ちの原材料の調査整理することにした。また得意家整理組合（仮称）を結成し、配装置の調査整理を行うこと、得意家整理組合は、各都道府県最寄会を中心とし、市町村毎の戸数、取揚高を調査し、一戸一袋制に備え、懸場帳主、懸場帳の調査を十六年三月までに終ること、重ね置きを整理し、一戸一袋制によつて帳主の集金高に大きな変動のないよう、十三、十四年の集金高平均を参考に、得意先の交換、譲渡を検討すること、などの細案を決めた。十月、得意家整理組合は懸場整理組合と、名称を正式に決定し、懸場整理を十六年十二月までに、完了することを決定した。

九月、統制会社は、名称を「富山県壳薬統制株式会社」と決定し、十六年一月に設立発起人会が開催された。資本金三百万円、設立発起人は富山支部金尾義信ほか二四名、滑川支部宮崎乙雄ほか七名、上市支部荒木甚助ほか二名、水橋支部石黒七三ほか三名、中加積支部伊藤三郎平ほか一名、岩瀬支部飯倉平兵衛ほか一名、四方支部内田佐孝ほか

二名、小杉支部西田弥八郎ほか二名、高岡支部高畠貴一ほか一名、中田支部今村政雄ほか一名など、全県下を網羅した。発起人代表は同業組合長荒木甚助となつた（『資料集成』一一五一頁）。

なお、十六年五月「医療品及衛生材料生産配給統制規則」によつて日本医薬品生産統制株式会社（本社東京、支社大阪、十五年設立の全國医薬品原料配給統制組合の發展的解消したもの）と日本医薬品配給統制株式会社（本社大阪、支社東京、十五年設立の医薬品中央配給統制組合の發展的解消したもの）が中央にあり、生産・配給・価格の統制を、全国的規模で行つていた。十五年設立の富山県薬品卸商組合や、十七年設立の富山県薬品統制株式会社は、後者から配給をうける卸商組合であった。輸入漢薬については、日本生薬統制株式会社の配給をうけた。配給原料はさらに売薬工業組合または小売商組合に配給された。なお統制会社については、次のように説明されている。

いはゆる統制会社とは、統制経済の進展に伴ひ公益優先原理の下に經營される企業形態として、国策に即応し製造、配給、集荷貿易、原材料等の諸統制を行ふ特殊会社として続々と設立せられ、その業種も繊維、食料品、農水産物、化学金属製品、鉱產品、機械器具、窯業、交通運輸、電力、木材、雑品等広範囲にわたり中央主要統制会社だけでも二百余を数へ、ほかに地方配給会社を加へると六百以上の多数となつてゐる。これらの統制会社はいずれも特典として独占権が与へられ、配給統制会社には配給上の購入権と配給権、製造統制会社には原材料の取得と製造数量の割当として生産に対する独占権、また集荷一手買取の独占権があるごとく、一切の統制上の独占的権限を握つてゐる、これら統制権の發生は国家統制經濟の所産で、國家が輸出入品等臨時措置法や、國家総動員法により戦争經濟遂行のため隨時与へて來たもので、日本石炭、日本肥料、日本木材等の如く、なかには特別法による統制会社もあるが、大部分の統制権は商工省令や農林省令等に根拠を發してゐる。

（清沢冽『暗黒日記』十八年七月二十日の項）

町村金吉知事（在任十六年一月～十八年四月）は「医薬品及衛生材料生産配給統制規則」により、富山県薬品統制株式会社と富山県衛生材料卸売商業組合を引受先に、日本獸医薬株式会社と富山県壳薬工業組合を譲渡先に指定した。また、生薬仲買人に金岡又左衛門、中田弥三郎、金子伊兵衛、松井伊兵衛、笛山順藏、山本栄太郎を指定した（十六年五月六、七月「県報」）。

重要産業団体令によれば「國家総動員法第十八条ノ規定ニ基ク、重要産業ニ於ケル事業ノ統制ヲ目的トスル團体」（統制令の「会長ハ統制會ヲ代表シ、當該産業ノ統制指導ソノ他ノ会務ヲ總理シ」「会長必要アルト認ムルトキハ任期中ト雖モ、副会長、理事長又ハ理事ヲ（主務大臣の認可を得て）解任スルコトヲ得」）るとする。統制会社の社長の権限、統制組合の理事長の権限についても、同旨の規定があり、指導者原理が貫かれていた。戦争が熾烈になるにつれ、末端企業からの配給増加が要求された。原料の不足と輸送手段の麻痺が、生産と配給の効率を阻害した。

九月、大津で日本配置壳薬業工業組合連合会臨時総会、および全国配置壳薬業団体連合会代表者会議が開催され、全県一社制案、一戸一袋制が提案された。

なお、この年三月、富山県産業報国会連合会の結成式および第一回総会が開かれた。それは十一月には、大日本産業報国会富山支部となり、配給統制、価格統制の推進、協力機関となつた。

三、薬草栽培の奨励

薬草の栽培について、既に県が大正五年から堀川（ほか上市町や農事試験場）で試験的に行い、大正十年にはケシ、サフランの普及につとめた。このほか、富山市（大正六年、神通川河川敷で甘草）、県壳漿同業組合（大正十三年、呉羽山、昭和六年、田刈屋、奥田）、薬学専門学校も試験栽培を行つた。大正十三年、県はサフラン一五万球の配布を行つたが、以上は有効成分と栽培技術の関連性研究の域を出ないものであつた。

昭和二年、県農林課の「副業奨励計画」では、薬草栽培は大正十四年以来、水田裏作、畑地または廃地利用の趣旨から奨励してきたと述べ、今後、農事試験場または県農会が、薬用サフラン種球の買入れ斡旋を行い、費用の三割を補助するとした。昭和二年といえば、金融恐慌がおこり、五年からは昭和恐慌がはじまつた。

昭和八年、山村更生のため、薬草栽培が更めて奨励された。前年統計では、製薬原料三〇五〇万円、うち薬草木一四〇万円、県内供給一万円弱ということで有望とみなされたのである。幸い、農林省も三年継続事業として、助成金三〇〇〇円（年一〇〇〇円）下付を決定、内務省薬業振興会も薬用植物栽培の奨励をきめた。八年七月、富山県山林会は植物研究家、薬草採取者、売薬同業者、林業家、県庁係官を招き、「林間薬草栽培並保護試験座談会」を開催した。座談会では、黄連、升麻（クサレンゲ）、当帰、竜胆、五倍子（没食子、マルデ）など三〇余種の薬草について、栽培の難易、自生の有無、需給が検討され、うち、黄連、当帰、川骨、いかり草、桔梗、忍冬など二十余種が選ばれ、山地などに栽培された。

十二年、県は県下自生の重要な薬草木の調査を行つた。菊葉黄連（芹葉、ミツ葉）、当帰、当葵（センブリ）、シラネ川苔せんきゅう、

オオバ川芎、遠志（ヒメハギ）、沙參（ツリガネニンジン）、黃檗（キハダ）、山帰来（サルトリイバラ）、苦參（クララ）、木天蓼（モクテンヨウ）（マタタビ）、防風、皂莢（セウカヨウ）、（サイカチ）など、約五〇種の詳細な調査である。この調査では、南山見村（現井波町）に菊葉黃連、当帰、當藥、竜胆、苦參、沙參、竹節人參（トチバニンジン）、栝蒌根（キカラスウリ）、の栽培が行われていること、有峰（現大山町）に當藥、竜胆、竹節人參、水芭蕉が、舟見町（現入善町）で木天蓼が栽培されていることが報告された。また東太見小学校（現福光町）で當藥を、魚津中学校や入善農學校で栝蒌根を栽培していることが報告された。十六年、売薬試験場も薬草調査を行つてゐる。

十六年になると、全国の小学校、女学校、女子青年団、各婦人会が空地を利用してヒマ、ヤブニッケイ、エビスグサ、黃連、ケシ、アサガオ、川芎などの栽培をした。種苗は東京衛生試験場の柏壁薬草園から全國に配布され、製薬原料は生薬統制会社に買取られる仕組みになつてゐた。

同年四月「健康増進運動」実施に関する厚生次官通達の中にも、野生薬草の紹介、採取の奨励がみられる。時代の特色を示すものといえよう。

第四節 太平洋戦争と壳薬業の統合

一、太平洋戦争と医薬制度の改革

(ア) 太平洋戦争の推移

昭和十六年十二月八日、大本營から、今八日未明、帝国陸海軍は米英と戦闘状態に入つた旨のラジオの臨時ニュースが流れ、いよいよわが国は太平洋戦争に突入した。これより先十二月二一日、太平洋上の連合艦隊に対し「ニイタカヤマノボレ一二〇八」が打電された。真珠湾急襲をはじめマレー沖海戦、マレー半島やルソン島上陸、グアム島、マニラ、インドネシア（蘭印）の占領など、十七年五月まで、日本軍は勝利を重ねた。ことに最初の真珠湾攻撃についての「われ奇襲に成功せり」の暗号電報「トラトラトラ」が佐世保の海軍無線局に入り、その赫々たる戦果の発表は、国民を興奮の絶頂にたたさせた。十二月中旬「大東亜戦争」とその呼称が決定された。

しかし、十七年六月、ミッドウェーの海戦において、海戦に参加した空母、艦載機の殆んどを失つたことを転機として、戦線は敗退と縮小にむかつた。護衛艦と護衛機のないタンカー、貨物船の損害が激増した。物動計画による普通鋼材、特殊鋼材、石油類、工業塩の供給は、十七年をピークに下降した。

軍需優先のため、国民生活は次第に苦しくなってきた。言論思想の取締りが極度にきびしくなった。十三年の民需用木綿の全面禁止から、十五年には砂糖、マッチが切符購買制になり、小麦粉、石炭、米の配給統制も実施された。

十七年には味噌、しょう油の通帳制、衣料切符制が実施された。銀行、新聞なども一県一社制となつた。企業の統合そして国家の統制管理が進み、こうして統制と耐乏の生活に明け暮れながらも、国民は頑張りつづけた。

十八年一月末、スターリングラード攻防戦でドイツ軍が降伏し、四月には、連合艦隊司令官山本五十六が戦死した。五月、アツツ島守備隊の玉碎など、敗色が次第に濃くなり、学徒動員、職場の男子不足に対する女子の動員、生産工場の疎開など、戦争のきびしさは次第に全国土を覆いつくした。そして七月のサイパン玉碎、八月のテニアンとグアム玉碎によってこれからはB29による本土空襲が可能になった。日本は制海権について制空権も失つた。九月、イタリアが降伏した。やがて東京をはじめ日本全土が頻繁に空襲をうけることになった。いよいよ「本土決戦」の体制が進められた。富山市は二十年八月一日の夜、B29の空襲によつて、全市域が全滅的な被害をうけた。

なお二十年五月、ナチスドイツが降伏。七月、ポツダム会談が開催され、日本の処遇が検討された。八月六日広島に、九日長崎に原子爆弾が投下された。ソヴィエトの対日宣戦布告も八日があり、御前会議はついにポツダム宣言の受諾を決定した。十五日正午、終戦の詔勅が放送され、悪夢のような戦争が終つた。

(4) 薬事法の制定

戦争の進展に伴つて、医薬制度の改善が進められた。既に昭和十三年、医療制度調査会が設けられ、厚生大臣の「医薬制度ノ改善」方略問に対し、十五年医療の改善について、「答申の一」を報告、十七年、国民医療法が制定された。

戦時緊急対策二関スル件 一六・一一・二〇 厚生省

第一 戦時労務動員体制ノ強化徹底

(略)

第二 健兵・健民対策ノ整備強化

健兵・健民ノ確保ハ第一線戦闘兵ノ予備的兵力ノ増強、並ニ武器弾薬補給ノ原動力タル労力ノ確保ノタメ必要不可欠ノコトニシテ、之ガ対策ノ整備強化ハ戰時下焦眉ノ急ナルヲ以テ、(1)銃後兵力ノ基幹ヲ為ス青少年層ニ對スル体力鍛成ト結核予防、(2)結核其ノ他ノ療養ノ國家管理、(3)将来ノ國力確保ノ為必要不可欠ナル乳幼児ノ保護ニ重点ヲ置キ、左ノ措置ヲ講ズルヲ要ス

(1) 新ニ方策ヲ樹立スベキ事項

(一) 医療法(仮称)ノ制定

現行医療制度ハ国民医療ノ実施ニ関シ何等国家的管理ヲ加フルノ途ヲ規定セズ、之ガ改善ニ付テハ国民ノ間ニ既ニ熾烈ナル要望アルノミナラズ、戰時下国民保健ノ重要性ニ鑑ミ、來議会ニ本法案ヲ提案シテ多年ノ懸案解決ヲ期スルト同時ニ、長期戦対処ノ態勢ヲ整備スルコト

(二) 医療當団ノ設立

医療機関ノ無統制ニ乱立セル現状下ニ在リテハ、適正ニシテ普遍的ナル国民医療ヲ行ハシムル遺憾ノ点尠カラズ、速カニ之ニ統制ヲ加ヘ、少クトモ公當又ハ之ニ準ズベキ医療機関ヲ打テ一丸ト為シ、以テ医療ノ実施ニ当リ一元的ニ國家ノ要請ニ即応セシムルノ方策ヲ講ズルハ、刻下喫緊ノ要務ナルヲ以テ、之ガタメ新ニ医療當団ヲ設立スルコト

(略)

(五) 医薬品及衛生材料等ニ関スル、生産並ニ配給統制ノ強化

軍需タルト民需タルトヲ問ハズ、医薬品及衛生材料等ノ生産並ニ配給ニ万全ヲ期スルコトハ緊要ナルヲ以テ、今後ノ長期戦ニ備フルタメ、之ガ統制ヲ更ニ一段ト強化スルタメ、別紙「薬業整備ニ関スル方針概要」ニ準拠シ、関係法令を整備改善スルコト

尚從來厚生省ニ於テ処理シ来レル、医薬品及衛生材料等ニ関スル行政事務ノ所管区分ニ付テハ、商工省トノ間ニ稍明確ヲ欠クモノアリテ、時ニ民間當業者ヲシテ適從スル所ニ迷ハシムル場合アルヲ以テ、此ノ点ニ關シ既ニ両省當局者間ニ協議成立シアルモ、此ノ際速カニ之ヲ実施ニ移シ、以テ時務ノ遂行遺憾ナカラシムルコト

(略)

(『資料 日本現代史 12』)

同じ年、薬事制度の改善について、「答申の一」が報告され、十八年三月、薬事法が制定された。同法は錯綜した薬事法規を整理することを目的とし、從来の薬品營業並薬品取扱規則、売薬法、麻薬取締規則、売薬部外品取締規則などを一元化したものである。端的にいえば「国民医療法と並行するものであり、根本精神は戦力の増強」にあつた(灘尾衛生局長趣旨説明)。その特徴を列記すると、

- 一、薬剤師は道府県薬剤師会に所属し、「調剤医薬品ノ供給其ノ他薬事衛生ヲ掌リ」所属薬剤師会とともに、厚生大臣、日本薬剤師会の監督下におかれ、「國民体力ノ向上ニ寄与スルコトヲ以テ」本分とする」と(第一、九、十一条)

- 二、日本薬局方収載薬品、外国薬局方収載薬品たると売薬、売薬部外品たるとを區別せず、その製造には薬剤師を使用し、從来の届出制を改めて、厚生大臣の許可を得ること(第二十一條)

三、薬種商、売薬請負営業者の区別を廃し、医薬品の販売にはすべて地方長官の許可を受けること（第二十二条）

四、重要医薬品については、厚生大臣の定めた規格を守り、検査をうけること

五、その他、価格の適正、広告の制限など（第十八条）

が規定され、全体として統制色の強いものであった。

なお、昭和二十年、日本売薬統制株式会社が、統制会社令によつて、日本家庭薬統制株式会社と改称されるにいたつて、「売薬」という名称は「家庭薬」という新しい名称に変つた。

二、東南アジアへの進出

さきに述べたように、中国において高桑直助、隅田三郎、金山喜八郎、重松為治、藤井諭三、中土庄之助、寺田久蔵、同久米蔵、青井次吉、台湾において山本七造、成瀬貞一が着々と地歩を築いたこと、広貫堂の奉天、北京支店、ラングーン支店、東亜薬業公司の北京支店、丸三興業の満州進出など大陸の輸出売薬が徐々に進められてきた。明治から大正、昭和にかけての日本進出の一齣であつた。

人口二百万人そぞこの北京には、当時およそ十二万人以上の日本人が、住みついて生活していた。

日本の半植民地統治も、もつすでに五、六年におよんで、一応、初期の混乱がおさまつてくると、この日本人たちは、自分たちの内地での庶民生活の様式を、何から何までいっさい持ちこんでこなければ承知できなかつた。そのため、当時の北京には、日本政府の出先官庁をはじめとして、そのほか、日本人経営の学校、病院、銀行、

デパートはもちろんのこと、料理屋、芸者屋、女郎屋から、屋台のおでん屋、寿司屋、そのほかに、坊主に神主、八卦見に骨屋の職人、出稼ぎの歌手や役者に薬の行商人と、庶民の日常生活に必要なありとあらゆるもののが、内地の小都市並みにそろっていた（昭和二十年八月）。

（『北京二十五年上』山本市郎）

昭和十七年三月、県知事町村金五の斡旋により南方薬業懇談会が開催され、四月一日大東亜药品交易統制株式会社が富山に創設された。南方進出の国策にそい、県の輸出売薬業者が集まつてつくられた。常務取締役は 笹山梅治、長谷川義仁、藤井諭吉で、取締役は 飯倉平兵衛、中井敏雄、金尾義信、和田英俊、北野治作、石黒七三、そして監査役は 金岡好造、松井伊兵衛、広瀬重造、金子宗作であつた（『資料集成』九九二一頁）。

また、昭和十七年八月、「民族ノ保健衛生及文化工作ニ参加」（定款するため、日泰合弁会社として、日泰药品興業株式会社が設立された。原料生産と輸出入、薬品生産と販売、貿易を目的とするものであつた。

この会社の創立について、十七年八月二十三日の「北日本新聞」は、次のように報じた。

日本は初めて誕生した日泰合弁会社——日泰药品興業株式会社は、既に泰国政府の設立認可を得て、現場で事業計画を着々進めてゐるのに呼応して、日本側では大蔵、外務、厚生各省、企画院、陸海軍部側のほぼ諒解を得たので、七日午後二時より中新川郡滑川町滑川会館階上大広間で創立総会を開いた。

出席株主百五十三名、泰国前蔵相サラサス氏病気のため同秘書杉山麟一郎氏、外務省囑託清水博氏、留岡五郎氏（留岡元警視総監実兄）、知事代理小又県商工課長、（中略）その他来賓五十氏出席、（中略）医薬品、科学薬品原材料の積極的生産、製造販売、貿易事業を通じ、泰国を中心には南方民族に皇道宣布のため挺身進出の基礎を確立した。（中略）。

同社の重役および株主の大部分は、現在越中壳藥の国内および満支、南洋方面への輸出に自ら挺身してゐる実践家であるが、今回の南方方面の進出による原料生産および栽培技術を彼地へ自ら運び、泰國大衆の中へと単身とび込んで指導に当り、現地に大規模の工場などを設けるもの（以下略）

（『資料集成』九九二頁）

なお、同社の定款は、第一条において、「(一)各種医療薬品、化学工業薬品、壳藥及び衛生材料の製造、販売並に輸出入の事業、(二)前記記載の各種原料の取得、栽培並に輸出入の事業、(三)各種化粧品の製造販売並に輸出入の事業」に投資するを以て目的とすとしている。第三条において、本店を滑川町に置くとし、第五条において、資本金総額を金拾九万五千円とするとした。

当社の発起人は、滑川町の主な壳藥業関係者の深井彥次郎、八尾菊次郎、斎藤吉造、斎藤清兵衛、橋本一井、鷹取嘉三郎、金子宗作、久保角次郎、金子義次、宮崎政次郎、車谷定次郎、水口与三次郎などそれに第一原生化学KK代表鷹取嘉三郎、富山県製藥KK代表宮崎乙雄、中新薬業KK代表宮崎紋次郎であった（『滑川市誌資料』及び『資料集成』九九四頁）。

次になおこれら企業の中には大なり小なり、占領地の宣撫と情報収集にかかわつたものもあつたようである。中には昭和通商株式会社の現地出張所のように、隠匿物質の買い上げに携わつたものもあつた。スマトラ島（現インドネシア領コタラジア出張所主任兼製薬技師であった閔野三郎氏によれば、昭和十七年、現地（コタラジアはスマトラ島最西端）で華僑有力者の世話を「研、臼、篩、杵、秤などを調達し、一方では富山の薬を「立山工作」に役立てたという。「立山工作」というのは、宣撫、諜報活動のことであろう。チャラン、メダン、パレンバンの出張所の中には、閩東軍第四課より出仕した将校がいたといわれる。

やがて、硫黃、木タール、インド大麻草、竜脳、延命草、肉荳冠^{にくざく}、蜜蠟などを現地調達し、皮膚病^(ひづん)薬を製造し宣撫用に頒布したところ白熱的好評を博し、つづいてマラリア風邪薬、鎮痛下痢止薬などに手を広げた。現地民を雇用し、それぞれの役割りを分担させているうちに、情愛がわいたというものが、銅の隠匿情報がまい込み、買い上げたこと也有った。コタラジアはインド洋に面し、他の出張所とともにマラッカ海峡、ジャワ海に面し、諜報活動の適地だったといえよう。

二十年九月、敗戦のため、經營權を華僑に委譲した同氏は、他の日本人とともに故国に引揚げた(『資料集成』九九八頁)。

三、企 業 の 統 合

統制、統合の波は売薬業界にもおよび、昭和十七年二月、厚生省は売薬営業整備要項によつて、生産について「売薬生産企業ハ」「都道府県厅ノ指導ノ許ニ」「原則トシテ一都道府県ノ生産企業体ニ統合スルモノトス」……特に必要アリト認メルトキハ數企業体トナスコトヲ得」とし、販売についても、懸場帳主を組合員または株主とする配給統制機関として、商業組合または会社を設立し、「配置売薬ヲ共同購入シ共同販売スルコト」。統制機関は「配置区域ヲ決定シ、同一地方又ハ同一世帯へ同種売薬ノ配置ヲ為サザル様ニスルコト」とその方向を示した。

県内売薬業界では、統制会社の設立、一戸一袋制とその前提となるブロック制について、研究が緒についたばかりであつた。

(ア) 売薬諸会社の統合

企業の統合は、法人・個人営業者を合わせ、一県一社主義をもつて、統制処理する方向で、県と売薬同業組合が進めてきたが、それぞれの歴史と個性があり、急速な実現は困難であった。知事が交替になり、昭和十六年十一月には、十五社整理方針となつた。

この間、十六年七月から十一月にかけての県内の新聞である「北日本新聞」では、企業統合の記事が数多くみられる。たとえば、七月二十九日の記事では、師天堂（富山）、波多野永生堂（同）、茶木谷広貫堂（四方）、富山売薬（同）、厚生師天堂（小杉）、越中売薬（射水片口）、越中薬業（上市）、富国堂（同）、北陸売薬（同）、配薬株式会社（水橋）、博愛堂（同）、保命堂（同）、仁濟堂（中加積）の十三社が合同を申し合せ、資本金六十五万円の「師天堂」を創設する案があつた。

また、九月二十日の記事では、滑川町の保寿堂製薬、東洋製薬、日ノ本売薬および保寿堂の四法人が「第一統合売薬株式会社」を設立する案など様々な計画が進められた。なおこの滑川町の場合は、十一月四日の記事では、名称を「富山県製薬株式会社」に変更した。

右のような複雑な過程をもつて、企業の統合がいくつも進められていった。従つて、十六年一月に設立発起人会を開催した富山県売薬統制株式会社は、十分に日の目を見ないままに終つた。

県下における企業統合は、実は十六年七月に県が発した「売薬統制処理要項」の線に沿つてなされた。しかし歴史性、伝統性が強いこの業界では、当初の一県一社案は後退し、「特殊事情」を考慮して、最終的には、次の十三社となつた。（一）内は統合された新会社の代表である（「北日本新聞」昭和十六年十一月五日）。

一、国民製薬株式会社（広田竹太郎） 山王町精寿堂関係者と個人営業者

二、第一壳藥（金岡又左衛門） 藥種卸商金岡、中田、松井の合同、のち第一药品化成株式会社と改称

三、富山藥剤（安達敬直） 太陽藥品、總盛堂、大盛堂、盛賀堂など

四、大貫堂（金尾義信）

五、富山県統制製藥株式会社（荒木甚助） 上市、四方、小杉、東岩瀬などの法人十一社ほか

六、興亞製藥株式会社（堀田茂一） 光製藥、ほか個人營業者

七、大同製藥株式会社（高畠貴二） 高岡藥剤、大門大貫堂、能町朝日製藥

八、富山合同製藥（広瀬重造） 師天堂、富山藥業、富製藥、波多野永生堂など

九、報國製藥株式会社（今村政雄） 中田製藥、仁盛堂ほか個人營業者

十、第一厚生化学（金子宗作）

十一、中新壳藥会社（車谷定次郎）

十二、東亞製藥（池田嘉吉）

十三、昭和医薬品（中田清兵衛）

企業の統合に伴つて、銘柄、方数の整理も大幅に行われた。また、価格についても県はしばしば告示として卸売最高価格を示し、業界を指導したが、ヤミの横行は避けられなかつた。

(4) 配置ブロック制と一戸一袋制の実施

壳藥企業体が全国で一万数千、方数が数万、藥局壳藥を加えると二〇数万方といわれた。富山、奈良、滋賀、佐賀

などの県当局、業者、警察から配置ブロックの決定策に対し、猛然と反対の火の手があがつた。これに対し、説得、折衝の労をとつたのが灘尾弘吉（大分県知事より、十六年、厚生省生活局長に任せられ、当時衛生局長、戦後文相、厚相歴任）であつた。昭和十七年九月、日本配置壳薬統制協議会が結成され、当時富山県壳薬商業組合理事長であつた広瀬重造が、その理事長に就任した。協議会は、行商の業者、壳子のすべてを統制会社の壳子とし、厚生大臣の決定した配置壳薬を共同購入、共同販売すること、重配をなくし一戸一袋とすることなど、さきの壳薬営業整備要項の線に沿つて、全国の配置区域の割当に着手した。十八年六月、広島県下地区割りは厚生省で行われたが、配置実績を裏付けとしない割当案であつたため、実績のよい富山県側と奈良県側で紛糾を重ねた。厚生省原案は結局承認されたが、以後は自主的に、理事会で原案作成、総会で承認という手続きで割当てることになった。以下は「衛生技術官」（竹内甲子二）によつて要点を記すが、年内に配置区域が決定した。

- | | | |
|------------|-------------|----------------|
| 中部ブロック | 七月二十日 | 東京市配置壳薬商業組合事務所 |
| 中国ブロック | 八月二十七日～三十日 | 厚生省 |
| 四国ブロック | 八月二十五日～二十八日 | 高松市 |
| 樺太・北海道ブロック | 九月二十五日～二十七日 | 富山市商工記念会館 |
| 東北・北陸ブロック | 十月十三日～十五日 | 厚生省 |
| 関東・東海ブロック | 十月二十五日～二十七日 | 厚生省 |
| 近畿・九州ブロック | 十一月八日～十日 | 奈良市公会堂 |

これら各ブロックのうち、富山県や奈良県、滋賀県などの壳薬業者の配置区域の割当は、各旅先の県内の市や郡ご

とに、日本配置壳葉統制協議会主催のブロック配置壳葉担当区域決定協議会において、厚生省の係官と業者側の各県代表者が出席して決められた。たとえば、四国ブロックでは、本県から金尾義信、芝田正則、塩井幸次郎等が出席して、富山県側の割当地域は次の通り決定した。

愛媛県 宇和島市、西・東・北三字和郡、喜多郡

高知県 蟠多郡、土佐郡

徳島県 麻植郡

香川県 綾歌郡

また中国ブロックでは、

島根県 遷摩、能義、仁多、鹿足各郡

鳥取県 東伯郡

岡山県 真庭、阿哲各郡

山口県 德山、防府、宇部、山口各市と吉敷、熊毛、佐波、美禰各郡

広島県 (略す)

(²資料集成) 八四一頁

右のように協議会で決められた。

次に、一戸一袋制の案は、既に十五年十月の「配置壳葉懸場整理組合規定」によつて定まつた。その要旨は次の通りである。

第三条 富山県配置完薬業者の帳主は總て本会に加入すべきものとす

第五条 本組合は各組合員所有懸場の配置の整理を為し一戸一袋と為すを以て目的とす

第七条 本組合は懸場整理を為さんとするとき左の諸点を考慮するものとす

- 一 従来の実情(新懸、旧懸、專業、副業其の他)を考慮し懸場帳主の集金等に大なる変更を來さざる様努むること
- 二 従来の地域に於ける得意の交換又は譲渡

三 都市と郡村落の実情

四 区域の整理

第九条 本組合の経費は總て組合員の負担とす

第十二条 交換又は譲渡に依り重置整理を為さんとするときは第十二条の算定価格に依り之れを為すものとす

第十三条 重置整理に関する懸場の価格は、昭和十二、十四年度二ヶ年の取上金平均率を標準とし、最終配置薬と対照判定し、取上金等に乘すべき恒数(文)決定については組合員又は委員会に於て定む、但し取上金に付特殊の事情あるときは委員会に於て協議の上之を決す

第十六条 懸場整理漏れの得意家存在することを見出したときは速に関係者協定の上専有者を決定すべきものとす、但し算定方法については第十三条を適用するものとす

第十七条 懸場整理に因り専有したる懸場に対しても本組合員は新に配置又は販売することを得ず、組合員が行人を使用する場合に於て其の行商人に対しても又同じ
(『資料集成』一四一四頁)

富山壳薬業において、全く新しい一戸一袋制は、右のような方法で制定され、それが十五年十一月の県完薬同業組

合においても承認され、「新体制下に即応し、富山壳薬は歩調を合せて職域奉公に邁進すること」とした。

配置壳薬統制組合の決定にもとづいて、県配置壳薬商業組合は、各府県部会毎に整理委員会を組織した。整理委員会は一戸一袋制の前提となる懸場の整理に着手した。懸場の整理は合議で、合議の困難な場合は抽選又は入札で行われた。郡市単位の懸場整理に約一年を必要とし、一戸一袋制の実施は十九年一月から始った。新制度について、業者の体験談は次の通りである。

「山形に行商していた私は、山口、福井県の一部、約千二百戸が割当てられたが、十八年、海軍に応召。福井は権利放棄し、山口のみ代理者に配薬、代金引上げをしてもらつた。」（大島町北野、舟守兵一氏）

「宮城県で一六〇〇戸ほど担当した。奈良県、滋賀県の業者が来ないので、お得意の数は伸びたし、権利放棄の所もあつて、引張りだこだつた。」（大島町北高木、花崎信太郎氏）

「青森県の東津軽で一〇〇〇戸、岩手県の大船渡で一〇〇〇戸、宮城県の仙南で一五〇〇戸、会津若松と新潟県の魚沼郡で一〇〇〇戸配置した。重置きがなく、代金引上げも確実であつた。」（大島町北野、中村政治氏）

など、一戸一袋制は概して好評であつたし、現在も企業の統合、ブロック制を支持する業者も多いようだ。
しかし、この制度も確立した途端敗戦を迎えた。二十年、ブロック制は無視され、自由販売の名のもとに、新懸けに狂奔し、現売（現金販売）で仲間の懸場を荒すなど、無秩序な競争が、戦後の混乱の中で続いた。

(2) 徵兵と労働力不足

右のような壳薬企業の統合や一戸一袋制の推進の背後には、平和産業としての壳薬業における人員の徵兵と徵用の強化があった。日中戦争開始以来終戦まで、多くの青壯年が徵兵された。徵兵は労働者を職場、企業から奪つた。こ

旧陸海軍兵力

	兵員(千人)	
	陸軍	海軍
1940(〃15)	1,350	191.5
1941(〃16)	2,100	320.0
1942(〃17)	2,400	450.0
1943(〃18)	2,900	684.0
1944(〃19)	4,100	1,296
1945(〃20)	6,400	1,863

内閣官房「内閣制度70年史」による(原資料は厚生省引揚援護局資料)。

(『数字でみる日本の100年』)

れを『富山県薬業史 資料集成 下』(統計資料 10、33)によつてみると、昭和十五年の製造業者一六七四人、受壳人一八四〇人、行商人八一六四人が、十八年にはそれぞれ三二三人、二七三人、五七一九人に急減している。また、製造部門でも、昭和十二年の男子職工、一二五五人、女子職工一二四八人が、十六年には男子は五八六人に減じたが、女子は一四八一人にと少し増した。

壳業関係者は徵兵と、徵兵のほかに徵用といつて、軍、軍需工場に、人的資源として動員(強制的)される者が多かつたことを、右の資料は物語る。

昭和十八年の「在学徵兵延期臨時特例」による学徒出陣、「学徒戦時動員体制確立要項」による学徒動員(はじめ一か月、十九年からは通年動員)、「女子挺身隊勤労令」による婦女子の動員なども、戦力・労働不足に対応するものであつた。配置員の不足と効率低下を防ぐために、女子配置員が出現したのも戦時中である。一戸一袋、配置区域の割当て推進などからみると、女子配置員の活動範囲は、多くは近県に限られたようである。なお、女子配置員は現在も若干名ではあるが、活躍中である。

一六歳～六〇歳男子の産業人口

工 業 商 業 水 産 業	(単位 万人)		
	(15 年)	(19 年)	(増減 △印+減 △印-)
農業	五五七・八	四六五・四	△九二・四
水産業	四三・三	三二・七	△一〇・六
工業	二七八・八	△一八二・六	△一八二・六
商業	六〇二・一	八九・八	八九・八
水産業	六九一・九		

(『日本陸軍史』)

富山県統計によれば、全国に出かけた行商人は、昭和十三年には一万一九七二人もいたのが、十六年には七六九五人そして十八年に五七一九に減じた。同様に製薬工場に勤いた男子職工は十二年には一二五五人もいたのが、十六年五八六人に減したのである。製薬工場数も一一五九から一一七四に激減した。

四、戦時下の薬業教育

富山売薬業においては、江戸時代から薬業教育には、ことのほか熱意が強烈であった。寺子屋における水準の高い薬業や商業の理念及び実践の教授は素晴らしいものであった。明治期には時代の動きにあうように業者自らが中心になつて、共立富山薬学校を設立した。その後身の富山県立薬学専門学校、売薬実務者養成のために市立富山薬業学校や、その後身の市立富山薬学校の設立はこの産業の発展に大きく貢献した。大正から昭和にかけては、いわゆる大正デモクラシーの影響で、教育についても門戸解放の傾向がみられた。昭和十年頃、県内にはいくつかの実業学校が開設された。

(ア) 実業補習学校と実業学校

昭和十年十月、滑川町立薬業学校、東水橋実業学校が発足した。前者は、滑川町立実業補習学校の後身である。実業補習学校は「小学校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ從事スル者ニ対シ、職業ニ関スル知識ヲ授ケルト共ニ国民生活ニ須要ナル教育ヲ為ス」(実業補習学校規定)ことを目的に設立されたもので、「実業補習教育及青年訓練ノ特質ヲ融合」することを目的とする「青年学校令」が昭和十年発せられると、それを機に改称、改組したものである。実業学校も「実業ニ從

事スル者ニ須要ナル知識技能ヲ授クルヲ以テ目的トシ、兼ネテ徳性ノ涵養ニ力ム」（実業学校令）ことを目的に設立されたもので、府県立、市町村立、組合立、私立のもののほかに商工会議所、農会の設立も認可した。

また、「富山県薬業史編年目録」によれば、私立池田薬業青年学校が、十八年に廃止になつてゐる。十年以前実業補習学校であつたと思われる。十八年頃は、「全生徒を戦力に」というのが国策であつたから、徵用などで生徒が減少し、廢校となつたものである。

(1) 小学校薬業科の新設

昭和六年、教育審議会の答申に基づき、小学校において、「作業科」の考え方が導入された。理科教育などにおいて、工作や栽培、飼育などの実践が、効果を高めることはいうまでもない。「地方ノ実情ニ応ジテ一科目又ハ數科目ヲ設クベシ」というのが、その要旨である。

昭和十一年、四方小学校に薬業科（目）が新設された。同じ頃、堀岡小学校でも漁業科（目）を新設している。地域の実情に応じたものといえよう。

十三年頃より戦時中は、生徒、学生、青年団に対し、木炭増産、飼料・食糧増産、肥料増産の報國運動や勤労動員が課されている。

「薬草栽培の奨励」の項でみた東太見小学校、魚津中学校、入善農学校における薬草栽培、十六年以降の薬草栽培の一一般化は、この延長線上にあつたものといえよう。

(4) 富山薬学専門学校

昭和十一年十一月には、校庭で防空防毒演習が行われ、十二年九月には、富山薬専国防化学研究会が設立されるなど、次第に戦争の気配が押しよせた。十四年には、興亜勤労報国隊が結成され、七月から八月にかけ、桜井謙之助生徒主事と学生十名が北支・蒙疆および満州に派遣された。

十六年二月、校友会が解散になり、代つて報国団が結成された。そこでは国防訓練部として、集団勤労が重視され、月に四ないし五回の勤労奉仕が課せられ、農場や校庭の除草や薬用植物の収穫さらに食糧増産の作業をなした。夏には興亜学生勤労報国隊の訓練に参加した。戦争が拡大するにつれて、遂に十九年、二十年には、学生たちは軍需工場に勤労動員になり、学校の授業は殆んど受けないことになった。さらに卒業は、十六年度は三ヶ月、十七年度から半年の繰上げとなり、そして軍隊に入営し、戦地に送られていった。